

第十三回 帝國議會 衆議院議事速記錄第三十五號

明治三十二年二月二十三日(水曜日)午後一時十三分開議

議事日程 第三十三號 明治三十二年二月二十三日

午後一時開議

第一 外國人ノ署名捺印及無資力證明ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二 水難救護法案(政府提出) 第一讀會

第三 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會

第四 家祿賞典祿處分法施行法案(政府提出) 第一讀會

第五 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會

第六 小學校教育費國庫補助法案(大隈英彦君) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第七 小學校教育費國庫補助法案(根本正君) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第八 人力車發明人ニ年金給與ノ建議案(關信之介君) 第一讀會

第九 日本興業銀行法案(松田正久君) 第一讀會

第十 關稅定率法附屬輸入稅表中改正法律案(田口卯吉君) 第一讀會

第十一 明治三十二年法律第十號改正法律案(前川楨造君) 第一讀會

第十二 北海道拓殖銀行設立ニ關スル建議案(恒松隆慶君) 第一讀會

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス

(寺田書記官朗讀)

議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

私設鐵道條例中改正法律案

提出者 田口卯吉君 前川楨造君 菊池九郎君

島山雄三君 武石敬治君 佐藤里治君

重野謙次郎君 戶狩權之助君 高岡忠郷君

大矢四郎兵衛君 降旗元太郎君 秋山元藏君

松島廉作君 大野龜三郎君 中村榮助君

瀧口歸一君 岡本松太郎君 石谷董九郎君

西谷金藏君 恆松隆慶君 並河理二郎君

武市彰一君 山本幸彦君 重岡薰五郎君

鈴木重遠君 多田作兵衛君 藤村金作君

富永準太郎君 佐伯誠一郎君 有村連君

小林乾一郎君 津野常君 橫山通英君

出水彌太郎君

決算委員長補關トシテ安川繁成君當選セラレタリ

衆議院議員選舉法改正法律案第三十六條起草委員長ニ星亨君理事ニ武市彰

一君當選セラレタリ

第五回內閣勸業博覽會ヲ大阪ニ開設スルノ建議案外一件委員長ニ藤金作君

理事ニ淺香克孝君當選セラレタリ

特別委員左ノ通指名セリ

明治三十年法律第三十九號中改正法律案委員

武弘 宜路君 堀尾 茂助君 大村 和吉郎君

金田平五郎君 鹽田忠左衛門君 永田 佐次郎君

金井 貢君 水村誓太郎君 佐治 幸平君

家祿引直處分法案委員

石黑 涵一郎君 山本 幸彦君 藤澤 幾之輔君

千田 軍之助君 深尾 龍三君 望月 長夫君

野田 卯太郎君 小山 久之助君 佐々木 正藏君

辯護士法中改正追加法律案委員

多田 通君 粕谷 義三君 平岡 萬次郎君

村瀬 庫次君 後藤 文一郎君 大塚 成吉君

重岡 薰五郎君 磯島 相政君 東 良三郎君

東京市ニ關スル法律案委員

早川 龍介君 丸山 巖峨一郎君 星 松三郎君

橫山 富次郎君 西谷 金藏君 中島 祐八君

新井 章吾君 安川 繁成君 小松 喜平治君

國有林野調査會設置ニ關スル建議案委員

杉田 定一君 關 信之介君 首藤 陸三君

中 塾 廣太郎君 大久保 鐵作君 工藤 行幹君

門 脇 重雄君 中村 彌六君 島山 雄三君

眞種牛補給ニ關スル建議案委員

古谷 新作君 高橋 九郎君 星野 甚右衛門君

西村 淳藏君 山口 定省君 高川 定次郎君

河川 善之助君 奈須川 光寶君 橋 元 島君

歲計豫算ニ關スル建議案委員

朝倉 親爲君 德增 源太郎君 加藤 政之助君

並河 理二郎君 高須 賀 樓君 金岡 又左衛門君

永井 嘉六郎君 西川 宇吉郎君 松島 廉作君

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ會議ヲ開キマス

○鈴木重遠君(二百五十九番) 日本銀行ノ課稅問題ニ關テ兩院協議會ノ結

果報告ヲ致シタウコゾイマス

○議長(片岡健吉君) 演壇へ……

(鈴木重遠君演壇ニ登ル)

○鈴木重遠君(二百五十九番) 日本銀行ノ課税ニ附キマシテ、兩院協議會ヲ開キマシテ経過ト結果トヲ御報告シマス、諸兩院協議會ヲ開クニ附キマシテ、議長カラ報告ノゴザイマスル十名ヲ衆議院ヨリ委員ヲ選舉ニナリマシテ、貴族院カラモ同數ノ委員ガ推薦ニナリマシテ、一昨日始テ協議會ヲ開キマシテゴザイマス、段々討論ヲ盡シマシタガ、大要衆議院カラ出シマシタ委員ハ、院議ヲ重シマシテ、彼ノ稅率ノ千分ノ十五ト云フ說ヲ段々主張シマスルナリ、貴族院カラ出シタル委員モ同シク院議ヲ重シテ、稅率ノ千分ノ十ト申ス說ヲ主張サレマス、尙ホ其外ニモ種々議論ガゴザイマシテ、何分夕刻ニ至リマシテモ、ドウモ協議會ノ纏リマスル所ノ見込ガ立チマセヌデゴザイマシテ、爲ニ一昨夕ニ至リマシテ、兩院ヨリ三名ツ、ノ委員ヲ復タ拔キマシテ、其六名ノ委員ニ調査ヲ託スルト云フコトニ話ガ纏マリマシテ、ウレデ兩院カラ三名ツ、ノ協議委員ヲ選定ニナリマシテ、貴族院カラハ岡部子爵、富田鐵之助、田中源太郎君ノ三名デゴザイマシタ、衆議院ヨリハ井上角五郎君、大岡造君、島田三郎君ノ三名デアリマス、其六名ガ夕刻ヨリ居殘ニナリマシテ、段々協議ヲ盡サレマス、次第デゴザイマス、兩院協議會ヲ再ビ昨日開キマシテ、其六名ノ委員カラ報告ノゴザイマシタ所デハ、新ニ六名ノ委員ヲ協議ヲ盡サレマシタ所デ、詰リ一方ハ千分ノ十、一方ハ千分ノ十五ト申ス說ヲ讓歩ヲ致シマシテ、千分ノ十二半ト云フ所ニ六名ノ委員ノ所デハ協議ガ纏リマシタト云フ報告ガゴザイマシタ、尙ホウレヲ以チマシテ昨日ノ兩院協議會ニ於キマシテ、段々討論ヲ致シマシテ、是ニ附キマシテモ又外ニ千分ノ十二半ト云フ說モゴザイマシテ、種々討論ヲ盡サレマシタ結果、詰リ兩院協議會ノ結果モ日本銀行ノ課税ノ稅率ヲ一箇年千分ノ十二半ト云フコトニ協議委員デハ纏リマシテゴザイマシタ、其コトヲ諸君ニ御報告ヲ致シマス、是ガ本問題ニ登リマシテ、本院ノ會議ニ上ホリマシタナラバ、ドウカ兩院協議會ノ纏リマシタ所ニ御贊成ヲ下サルコトヲ希望シマス、ゴザイマス、モウ一ツ申上ゲマスルノハ、元ト此政府案ハ日本銀行納附金ニ關スル法律案ト云フコトデ出マシタ、即チ純益ノ總額ヨリ拂込金額ニ對スル百分ノ六ニ當ル金額ヲ政府ニ納付スベシト云フコトカラ、斯ウ云フ題目カラ出マシタノヲ、衆議院デハ兌換券ノ每一箇年平均發行高ニ對シテ、千分ノ十五ノ割合デ納稅スルト云フコトノ決議ニナリマシタ、ウレガ貴族院ニ參リマシタ所デ、貴族院デハ兌換券ニ附イテ課税スルハ同意デゴザイマシテ、貴族院カラ衆議院ニ回ッテ參リマシタ修正案ニモ日本銀行納稅ニ關スル法律案ト云フ題目デ回ッテ居リマシタガ、昨日ノ協議會デ其コトガ起リマシテ、課税ノ精神ガ變リマシタカラシテ、從ッテ日本銀行納稅ニ關スル法律案ト題目ヲ變ヘルコトニシタイト云フ議ガ發シマシテ、協議會デハ其題目ヲ決議シマシテゴザイマス、本日諸君ニ御配付ニナッテ居リマス兩院協議會デ決シマシタ成案ニゴザイマスニ箇條ダケガ、其結果デゴザイマシテ、其趣ニ御承知下サルコトニ願ヒマス、ウレカラ登壇致シマシタ序デアリマスカラ、緊急動議ヲ提出致シマシテ、此兩院協議會デ纏リマシタ成案ヲ議事日程ニ上ホスコトヲ請求致シマス、ドウゾ諸君ニ御同意ガゴザイマシテ、直チニ之ヲ以テ緊急動議デ、議事日程ヲ變更シテ討論ニ掛ケラレンコトヲ希望致シマス

(贊成々々ト呼フ者アリ)

○田口卯吉君(百四番) チョット委員長ニ伺ヒタウゴザイマス、過日政府委員ノ辯明ニ依リマスレバ、二千萬圓マデヲ年二分ノ割テ支那貿易ヲ補助サセルトカ云フヤウナ御話モゴザイマシタガ、其コトハ協議會デ御質シニナリマシタデスカ、ドウデスカ

○鈴木重遠君(二百五十九番) 今諸君ニ御配付シテアリマス所ノ成案ノ通、其他ノコトハ別ニ深クハ議シマセヌノデアリマス

○田口卯吉君(百四番) イヤ、支那貿易ニ二千萬圓マデ補助スルト云フコトハ、御質シニナッテデアリマス、或ハ御質シハナカッタノデスカ

○鈴木重遠君(二百五十九番) ハイ

○議長(片岡健吉君) 諸君ニ御諮リ致シマス、今兩院協議會議長カラ報告ニナリマシタ日本銀行納附金ニ關スル法律案ヲ議事日程ヲ變更シテ、直チニ議シタイト云フ動議ガ出マシタガ、之ニ異議ハゴザイマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、是ヲ議題ニ供シテ、直チニ議スルトニ致シマス

○議長(片岡健吉君) 今兩院協議會議長カラ報告ニナリマシタ通、御異議ハゴザイマスマイカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ナケレバ、ウレニ決シマシタモノト認メマス、議事日程ノ第一外國人ノ署名捺印及無資力證明ニ關スル法律案第一讀會ノ續委員長報告

外國人ノ署名捺印及無資力證明ニ關スル法律案(政府提出貴族院送 第一讀會ノ續(委員長報告))

○岡野寛君(一番) 外國人ノ署名捺印及無資力證明ニ關スル法律案ノ委員會ノ結果及決議ヲ御報告申上ゲマス、此案ハ第一條ヨリ第三條ニ至ル、誠ニ箇單ナ法律案デゴザイマスケレドモ、内地雜居以後ニ係ル所ノ外國人ニ關係ノ法案デゴザイマス、ウレデゴザイマシテ閉會期モ近ヅキマスカラ、委員會ハ格別取急ク積マシ、二十日ニ役員選舉會ヲ開キマシテ、二十一日ニ本會ヲ開イタノデゴザイマス、此第一條第二條第三條トモ甚ダ簡單ナルニモ拘ラズ込入ッテゴザイマシタ議員ガゴザイマシテ、各意見ガ三ツニ岐レタノデアリマス、第一ノコトハ、第一條ハ削ルベキモノデアアル、併ナガラ第二條以下ハ存在シテ置クベキモノデアアルト云フ論デゴザイマシタ、ウレカラ第二條ハ、此法律案ハ諸法典ガ完備シタ上デ制定スベキモノデアアルカラシテ、將來此法案ハ必要ナモノデアアルトハ認メマスナレドモ、諸法典ノ完成スルマデハ必要ガナイカラ、今ノ所ハ否決シテ置クモノデアアルト云フ論者ガゴザイマシタ(花井卓藏君、サウ云フ論者ハナカッタノデアアル、間違デアアルト呼フ)ウレカラ第三ニ此原案ヲ贊成スル者ガアリマシテ見マス、丁度議員ガ二人宛ニナリマシテ孰モ過半數ニ至リマセヌノデアリマス、ウレデ消滅ヲ致スコトニナリマスカラ、尙ホ熟考ノ上ニ此案ハ必要ノ案デゴザイマスルニ依ッテ、協議員

(岡野寛君演壇ニ登ル)

ヲ選定シタ方ガ宜カラウト云フコトニナツテ、三名ノ協議員ヲ選定致シマシ
テ、協議員諸君ニ協議ヲ致シテ貫タ末、別ニ法案ヲ制定スルヨリハ、此原案ヲ
以テカラニ議案トシテ、再ビ議スルコトニナリマシタノデゴザイマス、コレ
ヲ遂ニ全會一致ヲ以テ原案ヲ可決スベキモノデアルト議決致シマシタ次第
ゴザイマス、簡短ニ……

○村瀬庫次君(四十四番) 第一條ニ「外國人ハ署名ヲ以テ捺印ニ代フルコト
ヲ得」トアル、外國ニ於テハ印形ヲ用ヒヌノデアアル、日本人ハ將來同シク印
形ヲ廢シタイトカ、廢スルガ宜イトカ、又ハ日本人ニ限ツテ是非入用デア
トカ云フコトハ、委員會ニ於テ起ルベキコト、思ヒマスガ、其邊ハドウデ
アツタカ伺ヒタイ

○岡野寛君(一番) 其邊ニ附キマシテハ、第一條ヲ削除スルト云フコトノ論
旨ハ、矢張日本人ト同様ノ規定ニ致シマシテ、署名捺印スルトキニハ、署名
捺印ヲ致シ、又捺印ダケスルトキニハ、捺印ヲ致サセル方法ヲ執ルガ、宜シ
イ、日本ノ法律ニ從ハセル方ガ宜イト見ルカラ、第一條ハ削ラウト云フ論旨
ゴザイマス、併シ反對スル者ハ、此說ニ對シ外國人ニハ特例ヲ設ケル方ガ
宜イトノ反對デゴザイマスカラ之ヲ細ニ述ベマセヌ

○花井卓藏君(二百四十一番) 唯今ノ報告ハ間違ツテ居リマスカラ、訂正ヲ
致シテ置キテアルト云フコトヲ辯明致シテ置キマス、詳細ハ委員會ノ筆
記ニゴザイマスカラ、私ハ此處ヲ述ベマセヌ

○西村淳藏君(六十二番) 唯今ノコトハ甚ダ困ル、内輪喧嘩ヲシテ辯護士ノ
鉢合セハ困ル

○恆松隆慶君(九十七番) 此案ハ質問モゴザイマシタケレドモ、極簡明ナ案
デ、能ク了解シテ居リマス、是ハ議會省略ヲ以テ決議アラントヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 議會省略ニ成規ノ同意者ハナイト認メマス
〔贊成〕ト呼フ者アリ
○議長(片岡健吉君) 議會省略ニ御異議ハアリマスマイカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 署名捺印及無資力證明ニ關スル法律案 確定議
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、確定シタルモノト認メマス、議事
日程ノ第二、水難救護法案第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第二 水難救護法案(政府提出) 第一讀會
水難救護法案
水難救護法

第一章 遭難船舶
第一條 遭難船舶救護ノ事務ハ最初ニ事件ヲ認知シタル市町村長之ヲ行フ
第二條 遭難船舶アルコトヲ發見シタル者ハ遲滞ナク最近地ノ市町村長又

ハ警察官吏ニ報告スヘシ
警察官吏ニ於テ報告ニ接シタルトキハ市町村長ニ通知スヘシ
第三條 遭難船舶アルコトヲ認知シタルトキハ市町村長ハ直ニ現場ニ臨ミ
救護ニ必要ナル處分ヲ爲スヘシ

第四條 警察官吏ハ救護ノ事務ニ關シ市町村長ヲ助ケ市町村長現場ニ在ラ
サルトキハ之ニ代リ其ノ職務ヲ執行スヘシ
第五條 救護ハ船長ノ意ニ反シテ之ヲ爲スコトヲ得ヌ
前項ノ規定ハ市町村長ニ於テ船長ノ人命ヲ保護スル手段ヲ不充分ナリト
認メ又ハ船長ニ惡意アリト認メタル場合ニハ之ヲ適用セヌ

第六條 市町村長ハ救護ノ爲メ人ヲ召集シ船舶車馬其ノ他ノ物件ヲ徵用シ又
ハ他人ノ所有地ヲ使用スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ召集セラレタル者ハ市町村長ノ指揮ニ從ヒ救護ニ從事
スヘシ

第七條 市町村長ハ救護ニ際シ必要ナラスト認ムル者、妨害ヲ爲シタル者
又ハ不正ノ行爲ヲ爲シタル者ヲ退去セシムルコトヲ得
市町村長ハ救護ニ際シ暴行ヲ爲シタル者ノ身體ヲ拘束スルコトヲ得
市町村長前項ノ處分ヲ爲スニ當リ助力ヲ命セラレタル者ハ之ヲ拒ムコト
ヲ得ヌ

第八條 市町村長ハ救護ニ際シ遭難物件ヲ隠匿シタル者アリト認ムルトキ
ハ其ノ物件ヲ搜索シ又ハ之ヲ差押フルコトヲ得
第九條 市町村長ハ遭難船舶其ノ他救上ケタル物件及前條ノ規定ニ依リ差
押ヘタル物件ヲ保管スヘシ
前項ノ物件中ニ郵便物アルトキハ市町村長ハ遲滞ナク最近ノ郵便局ニ引
渡スヘシ

第十條 船長ハ遭難後遲滞ナク船難報告書ヲ作り市町村長ニ差出スヘシ但
シ船舶國籍證書ノ交付ヲ申請スルコトヲ要セサル船舶又ハ湖川港灣ノミ
ヲ限リ航行スル船舶ノ遭難ニ付テハ此ノ限ニアラス
市町村長ハ報告書ノ事實ヲ審查シ相當ト認ムルトキハ船長ノ請求ニ依リ
認認ヲ與フヘシ

市町村長ハ報告書ノ事實ヲ審查スル爲メ船内書類ノ提出ヲ命シ又ハ船員、
旅客其ノ他船中ニ在リタル者ヲ呼出シ訊問ヲ爲スコトヲ得
第十一條 市町村長ハ救上ケタル物件左ニ掲グル事項ノ一ニ該當スト認メ
タルトキハ之ヲ公賣シ其ノ代金ヲ保管スヘシ

一 物件久ニ耐ヘ難キコト又ハ著シク其ノ價格ヲ減スル虞アルコト
二 爆發物、容易ニ燃焼スヘキ物又ハ其ノ他ノ物件ニシテ保管上危險ノ
虞アルコト
三 保管ノ費用其ノ物件ノ價額ニ超過シ又ハ其ノ價格ニ比シ不相當ナル
コト

前項ノ規定ニ依リ公賣ヲ爲サントスル場合ニ於テ船長其ノ地ニ在ルトキ
ハ市町村長ハ期間ヲ定メ其ノ期間内ニ市町村長ノ相當ト認ムル擔保ヲ供
シテ物件ノ引渡ヲ請求セサルトキハ公賣ニ付スヘキ旨ヲ船長ニ告知スヘ
シ
遭難船舶ノ所在地船籍港ナルトキハ前項ノ告知ハ船舶所有者ニ之ヲ爲ス
ヘシ

船長又ハ船舶所有者ニ於テ第二項ノ規定ニ依リ物件ノ引渡ヲ請求シタルトキハ公賣ヲ爲スコトヲ得ス

第十二條

救護ニ關係シタル者ハ市町村長ヨリ救護費用ノ支給ヲ受クルコトヲ得

前項ノ規定ハ左ニ掲グル者ニハ之ヲ適用セス

- 一 救護セラレタル船舶ノ所有者又ハ其ノ船舶ノ船員
- 二 故意、懈怠又ハ過失ニ因リ遭難ヲ惹起シタル者
- 三 第五條ノ規定ニ違反シテ救護シタル者
- 四 救護ニ際シ妨害ヲ爲シ又ハ不正ノ行爲ヲ爲シタル者
- 五 遭難物件ヲ持去リ又ハ其ノ引渡ヲ拒ミタル者

第十三條 左ニ掲グルモノヲ以テ救護費用トス

- 一 救護ニ關係シタル者ノ勞務ノ報酬
- 二 第六條ノ規定ニ依ル土地ノ使用又ハ物件ノ徵用ニ對スル補償
- 三 救上ケタル物件ノ運搬、保管又ハ公賣ニ要シタル費用

第十四條 救護費用ノ支給ヲ受ケントスル者ハ市町村長ノ指定スル期間内ニ其ノ金額ヲ申立ツヘシ

第十五條 救護費用ノ金額ハ命令ノ規定ニ依リ市町村長之ヲ定ム

市町村長ハ救護費用ノ金額ヲ船長ニ告知シ期間ヲ定メテ之ヲ納付セシム

遭難船舶ノ所在地船籍港ナルトキ又ハ船長在ラサルトキハ前項ノ告知ハ船舶所有者ニ之ヲ爲スヘシ

第十六條 船長又ハ船舶所有者ハ救護費用ヲ納付シテ市町村長ノ保管ニ係ル金額其ノ他ノ物件ノ引渡ヲ受クヘシ

船長又ハ船舶所有者ニ於テ市町村長ノ相當ト認ムル擔保ヲ供スルトキハ前項ノ金額其ノ他ノ物件ノ全部若ハ一部ノ引渡ヲ受クルコトヲ得

左ニ掲グル物件ハ前二項ノ規定ニ拘ラス其ノ引渡ヲ受クルコトヲ得

- 一 船員ノ所持品
- 二 船員及旅客ノ食料
- 三 運送貨ヲ支拂フコトナクシテ船中ニ攜帶スル旅客ノ手荷物

第十七條 第二項ニ掲グル物件

市町村長ノ保管スル船舶又ハ積荷ヲ賣却シ抵當ト爲シ又ハ質入セントスルトキハ市町村長ノ認可ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テ市町村長必要アリト認ムルトキハ之ニ立會フヘシ

前項ノ處分ニ因リ取得シタル金額其ノ他ノ物件ハ市町村長之ヲ保管スヘシ

市町村長ニ於テ第十一條又ハ前項ノ規定ニ依リ金額ヲ保管スル場合ニ其ノ金額救護費用ノ金額ニ達シタルトキハ直ニ其ノ金額ヲ以テ救護費用ヲ支辨シ其ノ殘額ハ保管ニ係ル他ノ物件ト共ニ船長又ハ船舶所有者ニ引渡スヘシ

第十七條 船長又ハ船舶所有者ニ於テ市町村長ノ定メタル期間内ニ救護費用ヲ納付セサルトキハ市町村長ハ保管ノ物件又ハ擔保トシテ差出シタル物件ヲ公賣シ其ノ代金ヲ保管スヘシ

前項ノ規定ハ市町村長ニ於テ公賣ヲ爲スモ其ノ代金ヲ以テ公賣ノ費用ヲ

償フニ足ララスト認メタル物件ニハ之ヲ適用セス

第十八條

市町村長ハ納付ヲ受ケタル金額又ハ其ノ保管ニ係ル金額ヲ以テ救護費用ヲ支辨スヘシ

第十九條 救護其ノ效ヲ奏セサルトキハ救護費用ハ國庫ヨリ之ヲ支給ス

船長又ハ船舶所有者ハ救護費用ヲ納付セサル場合ニ於テ第十七條ニ定ムル手續ヲ爲シタル後市町村長ノ保管ニ係ル金額ヲ以テ救護費用ヲ支辨スルニ足ラサルトキハ國庫ヨリ之ヲ補給シ殘餘アルトキハ船長又ハ船舶所有者ニ之ヲ還付ス

第二十條 本章ノ規定ハ市町村長ノ招集ヲ待タズシテ救護ニ從事シタル者ニ亦之ヲ適用ス但シ市町村長ニ於テ救護ニ干與セサルトキハ此ノ限ニアラス

第二十一條 本章中船長ニ關スル規定ハ船長ニ代リテ其ノ職務ヲ行フ者ニ亦之ヲ適用ス

第二十二條 第一條乃至第四條、第五條第一項、第六條乃至第九條、第十二條乃至第十四條、第十五條第一項、第十八條、第十九條第一項、第二十條及第二十一條ノ規定ハ海軍艦船其ノ他官廳ノ所有スル船舶ニ亦之ヲ準用ス

市町村長ニ於テ海軍艦船其ノ他官廳ノ所有スル船舶ノ救護費用ノ金額ヲ定ムルニハ其ノ艦船長ト協議スヘシ

第二十三條 本章ノ規定ハ條約ニ別段ノ定アル場合ニハ之ヲ適用セス

第二十四章 漂流物及沈没品

第二十四條 漂流物又ハ沈没品ヲ拾得シタル者ハ遲滞ナク之ヲ市町村長ニ引渡スヘシ但シ其ノ物件ノ所有者分明ナル場合ニ於テハ拾得ノ日ヨリ三日以内ニ限リ直ニ其ノ所有者ニ引渡スコトヲ得

前項但書ノ場合ニ於テハ拾得者ハ所有者ヨリ其ノ物件ノ價格ノ三分ノ一ニ相當スル金額以内ノ報酬ヲ受クルコトヲ得

第二十五條 市町村長ハ引渡ヲ受ケタル物件ヲ保管スヘシ

市町村長ハ前項ノ物件ヲ所有者ニ引渡スヘキコトヲ公告スヘシ但シ其ノ所有者知レタルトキハ公告スヘキ事項ヲ直ニ其ノ所有者ニ告知スヘシ此ノ場合ニ於テハ公告ヲ須井サルコトヲ得

第二十六條 第十一條第一項ノ規定ハ漂流物及沈没品ニ之ヲ準用ス

第二十七條 市町村長ニ於テ第二十五條ノ公告又ハ告知ヲ爲シタル日ヨリ一箇年以内ニ限リ所有者ハ物件ノ價格ノ三分ノ一ニ相當スル金額並公告、保管、公賣又ハ評價ニ要シタル費用ヲ市町村長ニ納付シテ物件ノ引渡ヲ受クルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ市町村長ハ拾得者ニ物件ノ價格ノ三分ノ一ニ相當スル金額ヲ支給ス

物件ノ價格ハ市町村長之ヲ定ム但シ鑑定人ヲシテ之ヲ評價セシムルコトヲ得

第二十八條 前條ノ期間内ニ所有者物件ノ引渡ヲ請求セサルトキ又ハ物件ノ引渡ヲ請求セサル意思ヲ表示シタルトキハ市町村長ハ期間ヲ定メ其ノ期間内ニ物件ノ引渡ヲ受クヘキコトヲ拾得者ニ告知スヘシ

拾得者ハ前項ノ期間内ニ公告、保管、公賣又ハ評價ニ要シタル費用ヲ市

町村長ニ納付シ物件ノ引渡ヲ受ケルニ因リテ其ノ所有權ヲ取得ス
拾得者ニ於テ前項ノ期間内ニ物件ノ引渡ヲ受ケサルトキハ市町村長ハ其
ノ物件ヲ公賣シ其ノ代金ヨリ前項ノ費用ヲ控除スヘシ此ノ場合ニ於テ殘
餘アルトキハ國庫ノ取得トシ不足アルトキハ國庫ヨリ之ヲ補給ス
第二十九條 警察官吏ニ於テ航路、錨地又ハ建造物ニ障害ヲ爲スト認メタ
ル漂流物又ハ沈没品ヲ取除キタル場合ニ於テハ警察官吏ハ其ノ物件ヲ市
町村長ニ引渡スヘシ
前項ニ依リ市町村長ニ於テ引渡ヲ受ケタル物件ニ付テハ第十一條第一項
及第二十五條第二項ノ規定ヲ適用ス

第三十條 前條ニ依リ公告若ハ告知ヲ爲シタル日ヨリ一箇年以内ニ所有
者物件ノ引渡ヲ請求シタルトキハ市町村長ノ所有者ヲシテ取除、保管及
公告ニ要シタル費用ヲ納付セシメ之ニ其ノ物件ヲ引渡スヘシ
前項ノ期間内ニ物件ノ引渡ヲ請求スル者ナキトキハ市町村長ハ其ノ物件
ヲ公賣シ其ノ代金ヲ以テ取除、保管、公告及公賣ニ要シタル費用ヲ支辨
スヘシ此ノ場合ニ於テ殘餘アルトキハ國庫ノ取得トシ不足アルトキハ國
庫ヨリ之ヲ補給ス

第三章 罰則
第三十一條 遭難船舶救護ノ場合ニ於テ左ノ各號ニ該當スル者ハ五十圓以
下ノ罰金ニ處ス
一 正當ノ理由ナクシテ市町村長ノ招集ニ應セス又ハ物件ノ徵用若ハ土
地ノ使用ヲ拒ミタル者
二 第六條第二項ノ規定ニ違反シタル者
三 第七條第三項ノ規定ニ違反シタル者
第三十二條 遭難船舶救護ノ場合ニ於テ妨害ヲ爲シタル者ハ一月以上六月
以下ノ重禁錮ニ處シ二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
第三十三條 第十條第一項ノ手續ヲ爲スコトヲ怠リタル者ハ五十圓以上五十
圓以下ノ罰金ニ處ス
第三十四條 詐偽ノ所爲ヲ以テ船難報告書ニ認證ヲ受ケタル者ハ十一日以
上六月以下ノ重禁錮ニ處シ又ハ三十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス
第三十五條 刑法第三百八十五條及第三百八十七條ノ規定ハ沈没品ニ亦之
ヲ適用ス

附則
第三十六條 此ノ法律施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第三十七條 明治三年二月二十九日難船救護規則心得方條目、明治四年四
月二十二日外國船漂著ノ節取扱方、明治八年第六十六號布告及明治十年
第五十五號布告ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス
第三十八條 此ノ法律施行ノ際明治八年第六十六號布告ニ依リ處分中ノ事
件ニ付テハ其ノ處分ヲ終ルマテ該布告ノ規定ヲ適用ス
第三十九條 此ノ法律ニ於ケル市町村長ノ事務ハ東京市、京都市及大阪市
ニ於テハ區長之ヲ行ヒ市制町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ戶長又ハ之ニ
準スヘキ者之ヲ行フ

○政府委員(古市公威君) 水難救護ニ關係致シマシテハ、改正條約ニモ修正
(政府委員(古市公威君) 演壇ニ登ル)

○政府委員(古市公威君) 演壇ニ登ル

○政府委員(古市公威君) 演壇ニ登ル

○政府委員(古市公威君) 演壇ニ登ル

○政府委員(古市公威君) 演壇ニ登ル

商法ニモ一二ノ規定ガアルノデス、而シテ其他ハ特別法ニ讓ッテアリマス、
所ガ其特別法ナルモノハ、難船救助心得方條目ト云フ、名カラ隨分古メカレ
イ、明治三年ノ布告ト、ソレカラ内國船難破及漂流物取扱規則ト云フ明治八
年ノ布告ガ出テゴザイマスガ、不備ノ點ガ多ウゴザイマスノデ、改正條約及
商法杯ト共ニ歩ミマスルノニ不便ノ感シマス、ソレ故此案ヲ提出致シテ次第
デゴザイマス、願ハクハ本期ノ議會ニ此案ノ成立スルコトヲ希望致シマス
○恆松隆慶君(九十七番) 此案ハ最モ急務ナ案デゴザイマス、然ルニハヤ
日限モユライ切迫致シマシタカラ、直チニ次ノ日程ニ移ラレタイト考ヘマス
○議長(片岡健吉君) 議事日程ノ第三、特別委員ノ選舉

第三 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
○恆松隆慶君(九十七番) 是ハ九名ノ委員デ、成ルベクハ議長ニ於キマシテ
本日指名セラレシコトヲ併テ希望ヲ述ベテ置キマス
(贊成キヤト呼フ者アリ)
○議長(片岡健吉君) 恆松隆慶君カラ、九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名スル
云フ動議ガ出マシタガ、御異議ハアリマスマイカ
(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通ニ致シマス、議事日程ノ第
四、家祿賞典祿處分法施行法案第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第四 家祿賞典祿處分法施行法案(政府提出) 第一讀會
家祿賞典祿處分法施行法案
家祿賞典祿處分法施行法案
第一條 家祿又ハ賞典祿ハ左ノ標準ニ據リ之ヲ調査ス
一 政府ノ布告ヲ達其ノ他ノ命令ニ依リ定マリタル制度
一 明治四年七月十四日前各藩ニ於テ最後ニ定メタル制度(各藩ニ於テ
タル制度ニシテ廢藩以後各府)但各藩ニ於テ定メタル制度中他日ノ
改正ヲ期シタルモノハ之ヲ問ハス

第二條 明治九年八月太政官布告第百八號第一條ニ依リ給與未濟額ヲ換算
スル場合ニ於テハ同布告第三條ヲモ適用ス
第三條 家祿賞典祿處分法第一條ニ依リ三箇年未滿ノ年限祿ニ對スル給與
未濟額ヲ給與スル場合ニ於テハ明治九年八月太政官布告第百八號第一條
二年ノ者ニ對スル換算率ヲ準用ス
家祿賞典祿處分法第二條ニ依リ年限祿ニ對スル給與未濟額ヲ給與スル場
合ニ於テハ明治七年太政官布告第三十一號ヲ適用シ其ノ三箇年未滿ノ者
ニ付テハ二年ノ者ニ對スル換算率ヲ準用ス

第四條 明治九年八月太政官布告第百八號及同年十二月太政官布告第百五
十二號ノ率ニ依リ給與未濟額ヲ算出スル場合ニ於テハ祿高全部ニ付テ換
算シタル額ヨリ既ニ給與シタル額ヲ控除ス
第五條 祿高整理ノ爲發行スル公債證書ハ一千萬圓以内トシ其ノ利率ハ一
箇年百分ノ五トス
前項公債ノ利子仕拂期ハ毎年三月及九月トス

第六條 前條ノ公債證書ハ隨時之ヲ發行シ券面金額ノ計算ヲ以テ交付ス

○議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
第一讀會
家祿賞典祿處分法施行法案 第一讀會
家祿賞典祿處分法施行法案 第一讀會

前條ノ公債ニ關シ此ノ法律ニ規定セサル事項ニ付テハ明治十九年勅令第六十六號整理公債條例ヲ適用ス

第七條 公債證書券面金額ニ滿タサル端數ハ現金ヲ以テ之ヲ給與ス

(政府委員大藏省理財局長松尾臣善君演壇ニ登ル)

○政府委員(松尾臣善君) 本案ヲ提出致シマシタ理由ヲテチヨット申上ゲマス、明治三十年法律第五十號施行上ニ必要ナル事項ヲ明ニシテ置キマスル必要ガゴザリマスルヲメニ、提出ヲ致シマシタノデゴザイマス、ドウカ御審議ノ上御協賛アラントヲ希望致シマス

○高須賀禮君(二百七十二番) 質問ガアリマス、第一ノ質問ハ即チ明治三十年法律第五十號ニ依リマシテ、請願ヲ出シマシタ所ノ數ハ、凡ソ聞キマスル所ニ依リマスレバ、二十五六万人モアルト云フコトヲ聞キマス、其金額ヲ合セテ見マス、凡ソ一億五千萬圓ニモ及ブト云フ金額デア、然ルニ此法案ニ依リマス、第五條ニ「高須賀禮君ノ爲發行スル公債證書ハ壹千萬圓以内」ト云フコトヲ云ウテ居ル、果シテ政府ニ於キマシテ、斯様ニ澤山ナル所ノ一億五千萬圓ノ金額ニ及ブ所ノ請願ハ、總テ九分マデ採用シナイ、僅カ其一部分デア、カ云フ第七條ノ御認ガ附イテアルノカナイカト云フ質問致シマス、若シ果シテ端數ヲ給與スルニ至リマシテ「端數ハ現金ヲ以テ之ヲ給與ス」トアル、若シ果シテシナケレバナラヌト云フ考デア、然ルニ其端數ガ三十年ノ豫算ニ上ツテ居ナイ、果シテ今年其金額ヲ渡サナイト云フ御見込デア、ドウカト云フコトヲ同ヒタイデア、アリマス、ツレカラ第三ノ質問ハ、利子金ノコトデア、即チ明治三十年十一月以後渡シマスル所ノ其以後ハ、利子ヲ渡サナケレバナラヌト考ヘマスガ、政府ハ利子ノ請求ヲシテ居ナイ、即チ豫算ニ上ツテ居ナイト云フ今日ノ有様デア、果シテ利子ヲ渡サナケレバ、請願ヲ容レテ然ル後ニ利子ヲ渡スト云フ御見込デア、或ハ法律ガ發布ニナツタ以來、此利子ヲ後スト云フ御考デア、其邊ヲ質問致シマス、ウゴザイマス

○政府委員(松尾臣善君) 御答致シマス、請願ノ數ハ今御問ノ如ク二十五六万人ノ數ニナツテ居リマスガ、其金額ノコトハ未ダ調査致シマセヌカラ、確トハ分リマセヌケレドモ、此五十號ノ法律ノ第一條ニ「範圍内ト申シマスルモノハ、是ハ以前本院ニ於テモ御調ニナリマシタ方モゴザイマスルシ、此度提出致シマシタ法律ノ第一條ノ範圍デゴザイマスレバ、政府ハ凡ソ此以内デアレバ、賄ヒ盡スト云フ見込デア、ウレカラ第二ノ端數ノ支出ガ、三十二年ニ豫算ガシテナイガト云フ御問デア、ウレハ未ダ調査ヲ致シマセヌカラ、豫算ヲ出シマスニモ其數ヲ得ルコトガ出來マセズ、又今申上ゲマスル通、二十五六万人ノ調ハナカク、五月ヤ三月ノ間ニ出來ルモノデア、イマセヌカラ、是ハ調ベマシテ若シ間ニ合ヒマスレバ、此秋ノ議會ニ請求致シマスル積デゴザイマス、第三ノ質問ノ利息ノコトハ、是ハ其請願人ニ愈、渡スト云フコトガ極リマシテ達シマシタトキガ、即チ請求人ニ請願人ガレヲ請取ル權利ガ生シタルモノデア、ゴザイマス、其以後ノ利子ノ渡シマセヌカラ、以前ノ利子ハ渡スベキ理由ガナイト考ヘテ居リマス、殊ニ是ハ未ダ金額ヲモ分リマセヌカラ、豫算ニ請求スル運ビニハ參リマセヌカラ、本年ノ秋ノ議會ニ持出スヤウナコトニナラウカト、マアサウシタイモノダト考ヘテ居リマス

○高須賀禮君(二百七十二番) モウ一應御尋シマスガ、政府ニハ此即チ去年ノ春ハ利子金ニ向ツテハ、四十餘萬圓ト云フ利子金ヲ請求致シマセヌカラ、心

得

ル、然ルニ本年ハ此利子ノ請求ヲシナイト云フヤウナ風デアリマスガ、果シテサウスルト、政府ノ方針ガ變ツタノデアリマス、或ハ以前ノ通デア、カト云フコトヲ伺ヒマス

○政府委員(松尾臣善君) 政府ノ方針ハ少シモ變リマセヌノデス、以前ニ請求致シマシタ時分ハ、稍々本案ニ以前請願シタモノ位ノ數ノ見込デアリマシタケレドモ、今御問ノ中ニアリマス通ニ、隨分人員モ増シテ來マシタカラ、中々其急ノ調ベニモ參リマセヌカラ、此議會ニ請求スルコトモ出來マセズ、又其必要モナイノデア、ゴザイマス、就ニシテモ三箇月ヤ五箇月デ到底此調ガ出來ルコトハ、考ヘマス

○林彦一君(九十九番) 私モチヨット質問致シマス、此家祿賞典處分法施行法ハ、施行法ト云フコトニナツテ居リマス、第一條ノ上カラ見マス、全ク施行法デア、ハナクテ、家祿賞典處分法ノ改正案ノ如キ有様ニナツテ居ルと思ハレ、初ノ五十一號ノ法律デア、全ク反對ノコトニナツテ居ルヤウニ考ヘル、政府ハ此家祿賞典處分法ヲ抹殺スル考デア、アルカドウデア、アルカト云フコトヲ一ツ聞イテ置キマス

○政府委員(松尾臣善君) 御答致シマス、五十號ノ法律ノ精神ヲ少モ變ヘルノデア、ゴザイマセヌ、即チ五十號ノ御覽ニナリマスレバ、分リマスガ、明治三年九月十日藩政改革ヲ仰出サレタ以後、祿ヲ持ツテ居ル者、明治四年七月二十四日ノ調査シタ祿高ニ誤謬ノアツタモノ、錯誤ノアツタモノハ、訂正シヤウト云フコトナシ、サウシテ此五十號ノ法律ノ中ニハ、以後トゴザイマシテ、明治三年九月十日以後トゴザイマス、以後ト申シマスレバ、明治三年九月十日カラ金祿公債ヲ渡シマシタ明治九年ノ九月マデ七箇年ノ間ニ係リマスル言葉デアリマス、併ナガラ此法ノ精神ヲ解釋シマスレバ、即チ其舊藩ニ於キマシテ立テマシタ制度ニ依ルト云フコトハ、是ハ極ツタコトデア、ゴザイマスケレドモ、文章ノ上ニ觀レテ居リマセヌカラ、即チ之ヲ文章ニ現シテ出シマシタノデ、決シテ五十號ノ法律ヲ狹メルノ、又ハ廣メルノ、サウ云フヤウナ意味ハ、今度ノ法律ニハ少モゴザイマセヌカラ、左様御承知ヲ願ヒタイ

○林彦一君(九十九番) 是ハ全ク今ノ答辯デア、分ラヌコトガアリマス、ケレドモ、是ハ委員會ノトキニ聞クコトニ致シマス

○恆松隆慶君(九十七番) 是ハ質問ハ限ガアリマセヌ、折角出マシタ處分法ガ、ドウモ不備ナ所ガ多イ、詰リ是等ハ委員ニ付託シテ、惡ルイ所ハ十分調査シテ直サレルガ宜シイ、直チ二次ノ日程ニ移ラレンコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 議事日程第五、特別委員ノ選舉

第五 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○恆松隆慶君(九十七番) 是ハ九名ト致シマシテ、此法案ハ質問ヲ十分ニシ、又多少修セニヤ完全ニナラナイヤウニ考ヘマス、最早日ニチモゴザイマセヌカラ、是モ成ルベク議長ニ於テ、今日指名ニナラントヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 九名ノ委員ヲ議長ガ指名シテ御異議ハゴザイマセヌカ

(異議ナシ、異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通致シマス、議事日程ノ第六、小學校教育費國庫補助法案第一讀會ノ續、工藤行幹君

六

第六 小學校教育費國庫補助法案

第一讀會ノ續(委員長)

(工藤行幹君演壇ニ登ル)

○工藤行幹君(百二十五番) 小學校教育費ノ國庫補助法案ノ委員會ノ結果ヲ御報告致シマス、此委員長ハ安部并櫻根君ガ委員長ニ選舉セラレタシテ...

是カラ追々文明ニ進ムテ往ク、此本ノ教育ト云フコトニ冷淡ナリト云フコトハ、諸君等ハ皆御同感ダラウト思フ、別シテ此教育ノ基本タル所ノ普通教育...

第七 小學校教育費國庫補助法案(根本)

第一讀會ノ續(委員長)

- 議長(片岡健吉君) 安藤龜太郎君
○安藤龜太郎君(百四十七番) 私ハ述べル考デゴザイマシタケレドモ、大略工藤君カラ御演説ニナリマシテ、大抵盡サレテ居リマスカラ、演説ハ止メ...

テ居リマス、同シモノデアリマスカ
○議長(片岡健吉君) 今ノ工藤君ノハ委員長ノ報告テゴザイマシテ、二ツ併テ報告セラレタノデアリマス

○星亨君(二百二十四番) サウスルト、ドレガ極ツタノデス
○議長(片岡健吉君) 委員長ノ報告即チ委員會ノ修正通ニ極ツタノデス
○星亨君(二百二十四番) サウスルト二ツトモ修正ガアルノデスカ
○議長(片岡健吉君) 重モニ根本君ノ案ヲ採ラレテ修正ニナツタ
○星亨君(二百二十四番) 工藤君ノハ否決ニナツタカ、サウナラヌト譯ガ分ラヌ

○議長(片岡健吉君) 本案ヲ議題トシテ、重ニ根本君ノ案ヲ元トシテ修正セラレタト云フ報告ガアリマス
○星亨君(二百二十四番) 次ノ日程へ移ルナラバ、少シ私ハ發議致シタウゴザイマス

○議長(片岡健吉君) 是カラ次ノ日程ニ移ルデアリマス
○星亨君(二百二十四番) ツレデハ私ハ選舉法改正法律案ノ起草委員トシテ報告ヲ致シタイノデアリマス、サウシテ報告ハ議事日程ヲ變更ヘズニ、今マデ報告スルノガ例デゴザイマスカラ直ニ御許ヲ願フテ報告致シタイノデアリマス

(贊成々々)ト呼フ者アリ
○議長(片岡健吉君) 星亨君
(星亨君演壇ニ登ル)

○星亨君(二百二十四番) 諸君、私ハ此衆議院議員選舉法改正法律案ニ附キマシテ昨日投票ノ方法ニ附イテ、遂ニ本院ニ於テハ廢棄スベカラザルモノデアルト決セラレタニ附キマシテ、起草委員トシテ九名命ゼラレマシタガ、私ガ遂ニ委員長トナリマシテ、サウシテ昨日今日ト委員會ヲ開キマシテ、議決ヲ致シマシタ、其議決ヲ今朗讀ヲサセマスノデス、尙ホ印刷シテ唯今配ッテ居ルサウデアリマスカラ、誠ニ簡單ナモノデアリマス(函へ入レズニ議場へ配ッテ貰ヒタイ)ト呼フ者アリ(議場へ配リツ、アルサウデアリマス)

(寺田書記官朗讀)
衆議院議員選舉法改正法律案第三十六條中修正
衆議院議員選舉法中改正法律案第三十六條中投票方法ニ關シ左ノ通り修正ス

三人以上ノ議員ヲ選舉スヘキ選舉區ニ於テハ一人ヲ記載シテ投票スヘシ
ノ二ノ記載シテ投票スヘシ若シ三分シテ端數ヲ生シタルトキハ仍一名ヲ加ヘテ記載スヘシ

二人以下ノ議員ヲ選舉スヘキ選舉區ニ於テハ一人ヲ記載シテ投票スヘシ
○星亨君(二百二十四番) 唯今朝讀ニナリマシタ如ク、誠ニ簡單ナル議決デゴザイマスカラシテ、今段々配付ニナルデゴザイマセウガ、一應意味ヲ説明致シテ置イタラ宜カラウト考ヘル、詰リ過日ノ連記ノ制限連記ノコトデゴザイマスルデ、尙ホ此極メタシタコトモ矢張制限連記ニナルデアアル過日ハ殆ド半分々々ノ制限連記デゴザイマシタガ、今日ハ三分ノ二ノ制限連記ニナルデアアル、連記ヲ三分ニ致シマシテ、連記ヲ三分ノ一ト云フコトニナルデアゴザイマス、而シテ其三分ノ一ニスルトキハ、或ハ端數ガ生ズルコトガゴザ

イマスデアアル、其端數ガ生ジタナラバ、ソレハ四拾五入デセウカ、ドウデアアラウカト云フ議論ガ出マシタガ、人間ヲ四拾五入ニスルト云フコトハ、餘リ面白クナイコトデアリマスカラ(笑聲起ル)サウ云フコトハ止メテ、何シロ四拾五入ノ趣意ニ依リマシテ、一人連記ノ方ニ加フルコト云フコトハ、一人連記ニナル譯デゴザイマシタ、誠ニ簡單ニシテ眞法ト私ハ考ヘルデアリマス、誠ニ是デ能ク分ッテ居ルヤウニ考ヘテ居ルデアリマス唯今朝報告シタ如クデアリマスカラ願ハクハ今日議事日程ヲ變換セラレテ、直チニ選舉法ヲ議定ニナリマシテ、吾々人民ノ權利ヲ擴張スルヤウニ御盡力アラントラ希望スルデアリマス

(贊成々々)ノ聲起ル
○議長(片岡健吉君) 今起草委員長カラ報告ニナリマシテ、議事日程ノ變更ヲ求メラレマシタガ、之ヲ緊急動議トシテ議事日程ヲ變更スルコトニ御異議アリマスマイカ

(異議ナシ)ノ聲起ル
○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、議事日程ヲ變更シマシテ、此衆議院議員選舉法改正法律案ハ昨日ノ續デアリマスカラ、先ツ三十六條ヲ議題ニ供シマス
○西村淳藏君(六十二番) 議長、六十二番
○議長(片岡健吉君) 六十二番何ソデスカ
○西村淳藏君(六十二番) 贊成デゴザイマス、アレヨリ外ニ仕方ガナイト思ヒマスカラ
○議長(片岡健吉君) 反對ノ方カラ演説ヲ許シマス、早川龍介君
(早川龍介君演壇ニ登ル)

○早川龍介君(七十二番) 簡短ニ一言ヲ述ベル、昨日ノ改正デゴザイマスレバ、大勢ノ結果ハ固ヨリ私共ノ同意者ハ少イト考ヘマスルガ、詰リ單記ニ致シマスルガ、一番選舉ノ神聖ヲ保ツニ宜イト私ハ考ヘマス、矢張昨日ノ發言ヲ固持致シマシテ、茲ニ一言申シテ置キマス
○加藤政之助君(二百七十二番) 吾々ハ元來連記ヲ主張スル者デアリマスケレドモ、此修正案ハ連記ニ最モ近イ三分ノ二ヲ連記トスルト云フコトデゴザイマスルカラ、此修正案即チ起草案ニ同意ヲ表シマス
(贊成々々)ト呼フ者アリ
○議長(片岡健吉君) 此三十六條ヲ採決ヲ致シマスルニ附イテ、斯ウ云フヤウニ採決ヲシヤウカト思ヒマス、先ツ第一ニ此原案ガ無記名投票ニナツテ居リマスルガ、記名投票ニスルカ、無記名投票ニスルカト云フコトニ附イテ、採決ヲ致シマス、其次ニ此...
○星亨君(二百二十四番) 此記名無記名ト云フコトニ附イテハ、マダ議論モゴザイマセウカラ、後トニ回シテ今ノコトヲ一ツ先キニ決ヲ御採リ下スツタラドウデセウ
○議長(片岡健吉君) 原案ガ單記ニナツテ居リマスルカラ、委員會ノ修正說即チ三分ノ二連記ト云フコトニ附イテ採決致シマス、委員會ノ修正說三分ノ二連記ニシヤウト云フニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス
起立者 多數

○議長(片岡健吉君) 大多數ト認メマス

(拍手起ル)

○議長(片岡健吉君) 次ニ三十六條ノ第二項ノ記名無記名ニ附イテ採決致シマス、委員ノ修正通テ記名ニ御異議アリマスマイカ

(「異議ナシ」呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、記名ノコトニ決シマス

○星亨君(二百二十四番) ドウカ此都市ノ區別ニ附イテ、此後ハ決ヲ採ラレ

ンコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) モウ一ツ三十六條ニ附イテ決ヲ採リマスガ、代書云々ノコトハ、記名ト極リマシタ以上ハ、代書ノコトハ御異議アリマスマイカ

(「異議ナシ」呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其ノ通決シマス、次ハ此別表ニ附イテ修正ノ意見ガ出テ居リマスカラ、ツレニ附イテ採決ヲシヤウト思ヒマスマル、委員會ノ修正意見ハ、此五万以上ノ市ヲ獨立ト認メテ、五万以上ノ市ハ即チ此區別ヲスル、是ニ附イテ採決ヲシヤウト思ヒマスマル

(此時「議長」呼ヒ發言ヲ求ムル者アリ)

○議長(片岡健吉君) 採決ノ方法ニ附イテ、御異議ガアリマスマレバ、發言ヲ許シマス

○田口卯吉君(百四番) 採決ノ方法ニ附イテハアリマセヌガ、私ハ原案ヲ維持スルコトニ附イテ意見ヲ述ベタイ

○議長(片岡健吉君) 反對ノ意見ヲ述ベルノデアリマスカ

○田口卯吉君(百四番) ハイ

○議長(片岡健吉君) 然ラバ反對ノ意見ヲ發表シテカラ、採決ヲ致シマス、田口卯吉君

(田口卯吉君演壇ニ登ル)

○田口卯吉君(百四番) 諸君、議場ノ趨勢ハ大概分ッテ居リマスケレドモ、本員ハ此原案ノ如ク市ノ人員ヲ多クスルト云フコトニ附キマシテ、一言意見ヲ述ベテ置キタイト考ヘマス(ノウウ)元來私共ハ敢テ之ニ向ッテ、特別ノ權利ヲ得タイト云フ意味デハナイノデアリマス、併ナガラ私ハ諸君ニ向ッテ、市ニ住スル人即チ商工ニ向ッテモ、公平ニ權利ヲ與ヘテ戴キタイト云フコトヲ諸君ニ請願スルノデアアル、今日ノ此議場ハ現行ノ選舉法ノ結果ト致シマシテ、議場ノ諸君ハ大概實ハ地主總代(ノウウ)ト呼フ者アリト云フ結果ニナツテ參ツタノデアアル、ツレ故ニ此租稅ヲ賦課致シマス點ニ於テ、餘程公平ヲ缺イテ居ル傾ガアルノデアラウト思フ(ノウウ)ト呼フ者アリト試ニ諸君ニ向ッテ、地租ヲ掛ケルト云フヤウナ原案ガ出マシタトキニハ、諸君ハ非常ナ

反對ヲ試ラ、ト同時ニ、例ヘバ酒ノ稅ヲ掛ケルトカ、或ハ醬油ノ稅ヲ掛ケルトカ、郵便稅ヲ増ストカ云フヤウナコトニナリマス、直チニ宜シイト云フガ如キ決議ガ往々アルヤウニ思フ(ノウウ)ト呼フ者アリ)又時トシテハ更ニ砂糖稅デモ掛ケテ宜シイト云フヤウナ聲ヲ往々聞ク、是ハ實ハ此租稅ヲ掛ケルニ附キマシテハ、各代人ヲシテ租稅ヲ議セシムルト云フノガ、立憲政治ノ根本主義デアラウト思フ、租稅ヲ出サヌ人が多勢集ッテ居テ、其稅ヲ掛ケテ宜シイ、併ナガラ自分ハ其稅ハ受ケナイカラ宜シイト云フノデス、ツレハ立憲政治チヤナイ、代表者ヲシテ租稅ヲ議セシムルト云フノガ、立憲政治ノ根本デ

アル、サレバ今後ヨリ商人ニ向ッテ餘計ニ稅ヲ掛ケルト云フナラバ、商人ノ代表者ヲ多ク出サシムルガ至當デアアル、是ハ立憲的ノ根本主義デアラ(ノウウ)ト呼フ者アリ)サレバ英國ノ歴史ヲ見マシテモ此「パリーリヤメント」ノ起リト云フモノハ、全ク商人ヨリ「稅ヲ掛ケルカラ、商人ノ代表者ヲ出シテ、地租ヲ増サナイ」ニ地主總代ガ餘計寄ツタ所ガ、何ノ役ニ立チマスカ、併ナガラ私ハ敢テ諸君ニ向ッテ、不公平ニ商人ヲ餘計出セト云フノデアハナイ、全國ノ人民ヲ平均致シテ見マスマレバ、即チ町ニ住スル人、都會ニ住スル人ハ、總計致シマスマレバ、全國人口ノ四分ノ一ハ確ニアルノデス、又諸君ガ十分ニ權利ヲ民權ヲ擴張セラレテ、他日普通選舉デモ行ハル、如クナラバ、全國人民ノデス、二分ノ一、半分以上ハ地主以外ノ人デアアルノデス、サレバ諸君ガ十分ニ人民ノ權利ヲ愛セラル、ナラバ、コ、ニ市ノ代表者ト云フモノハ、ドウシテモ帝國議會ノ三分ノ一ナケレバナルマイト思フ、且ツ夫レ今度デス、立法ト云フ者ガ如何ナルモノニナルカ、多分政治上ノ財政上ノコトニナル、商業上ノコトニナル、種々ノ稅ハ勿論、其他ノ法律ナリ制度ナリト云フモノハデス、土地ニ關係シタモノハ少クシテ、議案ハ商業ニ關スルモノガ多イノデゴザイマスカラ、本員ハ此委員會ノ修正ノ如ク都會ノ代議士ヲ減スト云フコトニハ、絶對ニ反對デゴザイマスカラ、私ハ原案ヲ維持シテ述ベテ置キマス

○星亨君(二百二十四番) 田口君ハ委員會ノ修正、市ヲ獨立スルト云フコトニナルノデスカ

○田口卯吉君(百四番) サウヂヤナイ

○星亨君(二百二十四番) 今ハ委員會ノ修正市ヲ獨立スルカ、將タ五万以上ノ市ダケニ權利ヲ與フルカト云フコトノ決ヲ採ルノデスカラ、田口君ハ即チ之ニ反對ト云フカラ、サウナルノデアアル

○田口卯吉君(百四番) 私ハ原案ニ贊成ナンデアアル

○堀尾茂助君(九十八番) 議長

○議長(片岡健吉君) 九十八番

(堀尾茂助君演壇ニ登ル)

○堀尾茂助君(九十八番) 私ハ此別表ニ附キマシテ、一ツノ修正說ヲ提出致シマス、別表ノ選出議員ノ人數ヲ東京府二十八、京都府十八、大阪府十五人、神奈川縣九人(モウツンナコトハ言ハヌデモ宜シ)ト呼フ者アリ)ツレギヤア

是ハ筆記ニ載セルコトニ致シマス、要スルニ私ハ郡市無區別ト云フ議論デアアル、原案ノ成立ヲ見マスマレバ、或ハ商工業者ノ代表者ヲ出サセルト云フヤウナ趣意ヨリシテ、郡市區別ヲシテ市ノ獨立ノ權利ヲ與ヘルト云フコトニ

ナツテ居リマスガ、苟モ代議士タルモノハ國家ノ代表者デアツテ、決シテ商工業者ノ代表者ト云フヤウナモノデアハナイト思ヒマスカラ、府縣ヲ通シテ選舉區トスル以上ハ、無論郡市通シテ任意選舉セシムルガ至當デアルト考ヘマス、

此コトハ最早此議論ハ諸君モ能ク御承知ニナツテ居リマスカラ、今更コ、ニ於テ喋々私ガ辯シナクテモ、能ク御承知デゴザイマスカラ、餘リ長ク述ベマセヌ、極テ簡短ニ此コトヲ述ベテ、是ハ是非郡市通シテ人口十萬ニ附イテ一人ト云フ議員ヲ選出シタ方ガ、當然デアラウト云フ考デアリマス(「正論々々」ト呼フ者アリ)ドウカ諸君ハ宜シク公平ナ御考ヲ以テ、御贊成アラシムトヲ願ヒマス

○議長(片岡健吉君) 定規ノ贊成ガナイト認メマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 二十名ニハ足ラヌト思ヒマス

○高木正年君(百四十四番) 私ハ東京府下ノ島ヲ別ニ置キマスルコトハ、熊本縣ノコトニ附イテ發議ヲ致シマシタガ(ツンナコトハ後ダ)ト呼フ者アリ

○水村誓太郎君(五十番) 採決ノ法ニ附イテ、議長ハ一言求メテ置キマス、此採決ハ無記名投票ニナスツテ下サレタイト思ヒマス

○星亨君(二百二十四番) 起立ヲヤツテ見タ後ガ宜シイ、大勢ハ既ニ分ツテ居ル

○議長(片岡健吉君) 無記名投票ニ定規ノ賛成ガアレバ致シマス、定規ノ賛成ガナイト認メマス——ツレデハ工藤君ノ修正説ニ附イテ採決ヲ致シマスガ、念ノタメニ尙ホ朗讀ヲ致サセマス

〔九十八番ノ郡市無區別ガ議題デスカ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) ツレハ定規ノ賛成ガナイト認メマス

○星亨君(二百二十四番) ツレハ動議デハナイ、原案ト委員會ノ説ニ反對ト思フノデアアルカラ、其決ヲ採ル必要ガナイト考ヘル、反對論デアアル

○議長(片岡健吉君) 定規ノ賛成ガナイト認メマス、工藤君ノ修正説ヲ讀上グマシテ採決ヲ致シマス

〔廣瀨書記官朗讀〕

第一條ニ屬スル別表中市ハ人口五万以上ヲ有スルモノヲ獨立選舉區ト爲ス其他ハ市郡ノ區別ヲ爲サスシテ議員ノ數ヲ定ム

○議長(片岡健吉君) 工藤君ノ修正説ニ同意ノ諸君ハ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス

〔多數々々〕又「異議アリ」ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 成規ノ賛成ガナイト認メマス、次ニ委員會ノ修正説ノ郡市ノ部ニ附イテ採決ヲ致シマス

〔星亨君「原案」決ヲ御採リナサレバ宜シイ〕ト呼フ

○議長(片岡健吉君) 委員會ノ修正ニ附イテ採決致シマス

○星亨君(二百二十四番) 原案ヲ採ラナケレバナラヌ、委員會ノ説ハ詰リ十方以上ト云フコトデアリマスカラ、十方ト云フ數デ御採リニナルナラバ、委員會ノ方ヲ御採リニナラナケレバナラヌ、サウシタ上デ原案ヲ採ラナケレバナラヌ

○議長(片岡健吉君) 議長ハ委員會ノ修正説ニ附イテ採決シヤウト思ヒマス

〔贊成々々〕「ヒヤ／＼」ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 委員會ノ修正説ニ附イテ、同意ノ諸君ハ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス

〔「ヒヤ／＼」ト呼ヒ拍手起ル〕

〔「異議アリ」ト呼ヒ又「異議ナシ」ト呼フ〕

○議長(片岡健吉君) 是ヲ決シマシタ以上ハ、後トヘ戻リマシテ、第一條カラ逐條ニ互ツテ第二讀會ヲ開クコトニ致シマス

〔星亨君「第一條異議ナシ」ト呼フ〕

○議長(片岡健吉君) 委員會ノ報告中ニ正説ガアリマスルカラ、チヨット報告ヲシテ置キマス、チヨット讀上グマス

〔廣瀨書記官朗讀〕

第五十六條 「投票ニ記載シタル被選舉人ノ數其ノ選舉スヘキ數ニ過キ」トアルハ「投票ニ記載シタル被選舉人ノ數其ノ投票スヘキ數ニ過キ」ノ誤リ

○杉田定一君(二百九十九番) 國有林野法案外三件ノ委員會ヲ開キタウゴザイマスカラ、御許可ヲ願ヒマス

○議長(片岡健吉君) 聽エマセヌ、杉田定一君、何デスカ

○杉田定一君(二百九十九番) 國有林野法案外三件ノ委員會ヲ開キタウゴザイマス

〔「異議アリ」ト呼フ又「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 第一條ヨリ第九條マデヲ議題ニ供シマス

〔恆松隆慶君「宜ウゴザリマス」ト呼ヒ、又「委員會ノ修正ニ賛成」ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 是ハ委員會ノ方デハ、第二條ノ第三項、第三條ノ第三項第五條ノ第二項ガ削除ニナツテ居リマスガ、是ハ委員會ノ修正通御異議ハアリマスマイカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、委員會ノ修正通決シマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通決シマス——今ノハ第九條マデ、アリマスカラ、委員會デハ第九條ノ三項ニ三圓トアルヲ五圓ト修正シテアルガ、是ハ委員會ノ修正通決シタト見テ宜シイカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 第十條ハ原案デ御異議ガアリマスマイカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 第十一條ヲ議題ニ供シマス

〔「十一條異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○門馬尙經君(百六十九番) 議長

〔「十一條異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○門馬尙經君(百六十九番) 門馬尙經君

○門馬尙經君(百六十九番) 私ガ之ニ修正説ガアリマス

○議長(片岡健吉君) 演壇デ願ヒマス

○門馬尙經君(百六十九番) 簡短デゴザイマスカラ……

○議長(片岡健吉君) 先ツ演壇ヘ御登リナサイ、聽エマセヌカラ

〔門馬尙經君演壇ニ登ル〕

○門馬尙經君(百六十九番) 私ガ此第十一條ニ「三十年以上」トアリマスルノヲ「二十五年以上」ト修正ヲ致シマス、昨日政府委員カラ私ノ質問ニ對シテ御答ニハ、三十年以上トシタノハ、國事ヲ議スル人デアルト云フ御答デゴザイ

マシタ、併ナガラ貴族院ガドウデゴザイマセウカ、伯子男ハ二十五年以上デ
 選舉セラレタ人ハ、國事ヲ議シテ居ルデハアリマセウカ、伯子男ニシテ二
 十五年デ當選シテ、國事ヲ議スルコトガ出來マスナラバ、吾々士族若クハ平
 民ニ於テモ、國事ヲ議サレヌト云フ者ハナイ、實ニ政府ノ昨日ノ答辯ト云フ
 モノハ、杜撰デアルト考ヘマスル、ソレカラ私ノ考デハ、一體此年齡ニ制限
 ガイラナイト云フ考デゴザイマス、若シ選舉人ノ輿望ヲ以テ當選致シタナラ
 バ、二十年ダラウガ、二十五年ダラウガ、年齡ハ決シテ要ラヌ、ナゼ此財產
 ノ納稅ノ資格ノ如キヲ廢シテ、年齡マデモ廢セヌカト云フコトヲ怪シマ
 スルケレドモ、併ナガラ斯ル突飛ニ出タコトヲ申シマシタコトナラバ、或ハ
 諸君ノ御贊成ガナイカモ知レマセウカ、私ガ此公民權ガ二十五年以上デゴ
 ザイマスルカラ、丁度公民權ヲ得テ居リマスル者ノ年齡ヲ取リマシテ、二十
 五年ト改メマシタ譯デゴザイマス、ソレカラ選舉ノ實況ヲ見マスルト、茲
 ニ二十九年十一月ノ人ガアル、僅カ一箇月ノコトデ、假令有爲ノ人デモ議
 員ニナルコトガ出來ナイト云フコトガアリマス、既ニ吾々ノ友人ニモ兩名
 程サウ云フ人ガアリマス、尤モ今日ノ如ク度々解散ノアル場合ニハ、四年
 待ツコトガゴザイマセウケレドモ、規則通四年ハ無事ニ經過スレバ、假令
 ホーセツトノヤウナ人物デモ、四年ノ間ハ議員ニナルコトハ出來ナイト云フ
 結果ニナリマスカラ、二十五年トシマス、スルト二十七八年ノ人デモ、議員
 ニナルコトガ出來マス、是デ之ヲ二十五年ト致シマシテ、ソレカラモウ一ツ
 ハ、昨年自由黨ト進歩黨トガ政府案ヲ三十年ト云フノヲ二十五年ニ改メマシ
 タ、今日ノ議員モ多クハ昨年ノ議員デゴザイマスカラ、三分二以上ノ昨年ノ
 議員デゴザイマスカラ、多分二十五年ト云フノニ御贊成ト思ヒケレドモ、サウシ
 テモウ一ツノ理由ト云フモノハ、我國ノ政界ハ實ニ刷新ヲセナケレバナラズ、
 是ハ天下ノ公論デゴザイマス、而シテ其刷新ト云フモノハ、情實ニ纏綿スル
 老人ヨリハ、即チ吾々老人ヨリハ、私ハ情實ニ纏綿スルトハ言ハヌケレド
 モ、纏綿シ易イ吾々老人ヨリハ、青年ヲ待ツテ爲スコトガ多クハデゴザイマ
 スカラ、旁々二十五五年ト云フ修正說ニ御同意アラント希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 定規ノ贊成ガアリマスカラ、採決致シマス、門馬君ハ
 三十年ヲ二十五年ニ修正スルト云フ說デアリマス、門馬君ニ同意ノ諸君ハ起
 立ヲ請ヒマス

起立者 少數

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス——原案ニ附イテ御異議アリマスマイ
 カ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ナケレバ、共通決シマス——次ハ第十二條ヲ議
 題ニ供シマス

(山田武君演壇ニ登ル)

○山田武君(二百九十一番) 本員ハ第十二條ノ第五項ヲ削ルト云フ意見ヲ申
 述ベルノデゴザイマス、此案ヲ削リマス第一ノ理由ハ、此第五項ハ極テ條理
 ニ背反シテ居ルト云フコトヲ申サウト思フノデゴザイマス、此第五項ト云フ
 モノハ、禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキハ、其裁判ガ確定致シマセヌト
 キニ於テ、選舉權被選舉權ヲ奪フノデアル、是ハ第五項デアリマス、普通ノ
 條理トシテ、刑ノ宣告ヲ受ケマシテモ、未ダ確定セザル以前ニ於キマシテハ、

無罪純白ヲ以テ待ツト云フコトハ、普通條理ノ狀態デアリマス、然ルニ本項
 ニ於キマシテハ、未ダ上訴ノ道モアリ旁々致シマシテ、詰ル所無罪ニ歸スル
 カモ分ラヌ人ノ上カラシテ、重大ナル人ノ權利ヲ奪フテシマフト云フコト
 ハ、極テ條理ニ反スル所ノモノデアルト私ハ信ジマス、諸君ニ御對照願ヒマ
 スルノハ、第十二條ノ第四項ニ剝奪公權及停止公權ト云フコトガ書イテアリ
 マス、此剝奪公權停止公權ト云フモノハ、御承知ノ如ク一種ノ刑罰デアリ
 一種ノ刑罰トシテ選舉權等ヲ行フコトガ出來ナイト云フ結果ヲ見ルノデゴザ
 イマスレバ、憲法上ニ於テ即チ憲法ノ二十三條ニ規定シテゴザイマス所ノ
 日本臣民ハ法律ニ據ルニアラズシテ處罰ヲ受ケルト云フコトガナイト云フ、
 憲法上ノ保障ノ上カラ、甚ダ私ハ矛盾シテ居ル規定デアルト申サナケレバナ
 ラヌト思フ、刑罰ノ一種トシテ剝奪公權停止公權ト云フモノガ、十二條ノ第四
 ニ規定シテゴザイマシテ、而シテ第五項ニ於キマシテ所謂附加ノ刑罰ヲ受ケ
 ナイ場合ニ於キマシテハ、憲法ノ保障アル所ノ即チ處罰ヲ受ケヌト云フコト
 ニ抵觸シタ事實ノ上ニ於テハ、即チ公權ヲ剝奪セラレ、公權ヲ停止セラレ、
 ト云フ結果ヲ見マスノハ、甚ダ私ハ憲法ノ保障ノ上カラ見テモ、不當ノ第五
 項デアルト申サナケレバナラヌト私ハ斷言スル譯デゴザイマス、モウ一ツ御
 對照願ヒマスノハ、第十二條ノ第三項ニ「身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ
 終ヘサルモノ及家資分散若ハ破産ノ宣告ヲ受ケ其確定シタルトキヨリ」云々
 ト書イテゴザイマス、此方ハ確定シナイ中ハ選舉權ヲ奪フコトモ出來ル、被
 選舉權ヲ持ツテ居ラル、規定ニナラズシテ、然ルニ第五項ノ方ハ刑ノ宣告ヲ
 受ケマシテ確定シナイ中ニ選舉權及被選舉權ヲ奪フト云フコトハ、恰モ第三
 項ノ家資分散破産ノ宣告ヲ受ケマシテ、確定セザル以前ニ於テ奪フト云フノ
 同ト釣合ヲモツテ居ルノデ、第三項ニ於テ確定ヲ待ツノデアラナラバ、第
 五項ニ於テモ當然確定ヲ待ツト云フノハ、私ハ當然デアルト思ヒマス、此第
 三項第五項ト對照ニナレバ、甚ダ其平衡ヲ失ツテ居ルト云フコトハ、私ハ事
 理明瞭デアルト信ジマス、ソレカラモウ一ツ申シマスルコトハ、犯罪ノ種類
 ト云フコトヲ御記憶願ヒタイ、若シ是ガ詐欺竊盜ノ如キ背德分子ノ多イ、
 是ハ犯罪ノ種類デゴザイマシタナラバ、斯ル犯罪ノ被告事件ガ起リマシタナ
 ラバ、吾々ガ最モ忌嫌フ所ノモノデアゴザイマスルカラシテ、隨分是ハ度外ニ抛
 棄シテモ宜イト云フ議論ガ起ルカモ知レマセウケレドモ、國事ニ關スル犯罪
 或ハ官吏侮辱罪ト云フヤウナ背德分子ノ少イ犯罪ニ係ッテ、然カモ其犯罪
 ガ無罪ニナルカ、有罪ニナルカ分カラヌト云フ場合ニ於テ選舉權ヲ奪ヒ被選
 舉權ヲ奪フト云フコトハ、實ニ私ハ慘酷ト申サネバナラヌト思フノデゴザイ
 マス、而シテ斯ノ如キ理由デゴザイマスルカラ、反對ノ說カラ申シマスルト
 云フト、實際ニ於テハ甚ダツレハ困ル、長ク獄中ニ居ルト云フヤウナコトガ
 アレバ、困ルト云フヤウナ心配ヲセラレ方モゴザイマスルケレドモ、是ハ
 假令刑ノ宣告ヲ一度受ケマセヌデモ、永ク此豫審中ニアルト云フヤウナ場合
 ニ於キマシテハ、到底免レヌ所ノ弊デアルト私ハ思ヒマス、斯様ナコトハ
 極テ稀少ナルコトデアアルカラシテ、サマデ私ハ憂フルニ足ラヌト思ヒマス、
 シ、當時ニ若シモ此選舉ノ真最中ニ斯ル被告事件ガ起リマシタ場合ニ於テハ、
 實際ノ上ニ於キマシテハ、選舉民ガ選舉スルト云フコトハナイト云フ上カラ
 致シマシテ、實際ニ於テ心配ヲスル、即チ念頭ニ掛ケルト云フコトノ私ハ必要
 ヲ見ナイデアラウト思フノデゴザイマス、ソレカラモウ一ツハ、此コトハ品行

ガ正シケレバ、左様ナ禍ニ罹ル心配ハナシト云フ御考ノ上カラシテ、反對セラル、方ガアルカハ知レマセケレドモ、是ハ大イニ私ノ誤デアラウト思ハレル、恰モ流行病ガ身體ヲ侵シ、身體ヲ襲フト一般デアラテ、一朝選舉干渉ノ風ナドガ吹イテ参リマシメトキニハ、今日ハ人ノ身ノ上デモ、明日ハ自身ノ頭ノ上ニ禍ガ罹ッテ來ナイト云フコトハ、私ハ保證ノ出來ヌコトデアルト信シマスルカラ、之ヲ要スルニ條理ノ上カラ見テ参リマシメテモ、實際ノ弊害ノ上カラ見テ参リマシメテモ、此第五項ト云フモノハ削ラナケレバナラヌ、削ルヲ以テ相當トスル理由ヲ述ベテ、諸君ノ御賛成ヲ得タイト思ヒマス

〔賛成々々ト呼フ者アリ〕

〔關直彦君〕是ハ黨派問題デハナイ、人權問題デスカラ、賛成ヲ致シマス

〔ト呼フ〕

○鳩山和夫君(二百七十七番) 山田君ノ修正案ハ至極尤ト思ヒマスカラ、賛成ヲ致シマス

○議長(片岡健吉君) 山田武君ハ十二條ノ第五項ヲ削除スルト云フ修正説デ、削除論デアリマス、就イテハ第十二條ノ第四項マデハ原案ニ御異議ハアリマス

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、第五項ハ山田武君ノ削除説ガアリマスカラ、原案ニ附イテ採決ヲ致シマス、原案ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス、是ハ削除セラレタモノト認メマス、次ハ第十三條カラ第十六條マデヲ議題ニ供シマス、御異議ハアリマス

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、次ハ第十七條ヲ議題ニ供シマス、是ニハ委員會ノ修正ガアリマス、是ニ御異議ハアリマス

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、委員會ノ修正通決シマス、次ハ第十八條カラ二十八條マデ原案ニ附イテ御異議ハアリマス

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、次ハ第二十九條、是ハ委員會デハ削除シテアリマス

○星亨君(二百二十四番) 是ハ先ニ議決ニナリマシタ自然ノ結果デ、削除ニナル譯デアリマス

○議長(片岡健吉君) 是ハ委員會ノ通、削除通シテ御異議ハアリマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通決シマス

○星亨君(二百二十四番) 第三十條モ同シ結果デ、削除ニナリマス

○議長(片岡健吉君) 第三十條モ同シコト、前ノ決議ニナッタ結果デ、削除ニナリマスガ、是ハ御異議ハアリマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通決シマス、次ハ第三十一條ヲ議題ニ供シマス、是ハ委員會ノ修正通テ御異議ハアリマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、委員會ノ修正通決シマス、次ハ第三十二條第三十三條ハ原案ニ御異議ハアリマス

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、次ハ第三十四條ヲ議題ニ供シマス、是ニハ委員會ノ修正ガアリマス

○星亨君(二百二十四番) 別ニ決ヲ採ル必要ハナイ

○議長(片岡健吉君) 最モ委員會ノ修正通テ御異議ハアリマス

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、委員會ノ修正通決シマス、次ハ第三十五條ハ原案通テ御異議ハアリマス

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、第三十六條ハ先ニ決議ニナッタ居リマス

○星亨君(二百二十四番) 三十六條ノ中先ニ他ノモノハ委員會ノ通デアルヤ否ヤト云フコトヲ御探リ願ヒタイ、先程三十六條ノ中ノ委員會ノ修正ノ中ニ、三項ヨリ以下ハ採ラテアリマスカラ、一項二項ダケハ委員會ノ決ヲ御探リ願ヒタイ

○議長(片岡健吉君) 是ハ先キニ極マラナカッタ一項二項ハ委員會ノ修正通テ、御異議ハアリマス

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通ニ決シマス、次ハ第三十七條ハ原案通テ御異議ハアリマス

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、第二十八條、是モ委員會ノ自然ノ結果トシテ削除ニナリマスガ、削除通テ御異議ハアリマス

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、第三十九條カラ四十八條マデ、原案通テ御異議ハアリマス

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通ニ決シマス、第三十九條カラ四十八條マデ、原案通テ御異議ハアリマス

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス

○高木正年君(百四十四番) 異議ガアリマス私ノハ(既ニ極ツタ後トダ)ト呼フ者アリ

〔警察官吏ト云フヲ削除シタイ、居ルカレドモ...私ノハ四十六條ノ中ノアツタ場合ニ、殊更ニ警察官ガ這入ッテ各投票ヲ見タリ、何カシテ誠ニ實際ノ上ニ不都合ナコトガ澤山アリマシタ、或ル場合ニ於テ取締ヲナサルハ宜シイガ、警察官ガ這入ルト云フコトハ、是マデ澤山弊害ガアリマシタカラ、四十六條ノ中ノ警察官吏ト云フヲ削除コトヲ發議致シマス

○議長(片岡健吉君) 定規ノ贊成ガナイト認メマス
〔贊成ハアリマス〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 定規ノ贊成ガアリマスレバ、唯今ノ宣告ヲ致シマシタガ、三十九條カラ四十五條マデハ原案通ニ決シマシテ、四十六條ニハ修正説ガアリマスカラ、之ニ附イテ採決ヲ致シマス、此及以下ヲ削除スルト云フノデスカ
〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○高木正年君(百四十四番) 投票所ニ入ルコトハ出来ナイトアツテ、左ノモノハ入ルコトヲ得ト云フ中ニ警察官ト云フノガアル、是ハ四十六條ハナクトモ差支ナイ、ソレ故其中ノ「警察官吏」ト云フダケヲ除クノデアリマス
〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 及警察官吏ノ五字ヲ削ルノデスカ
○高木正年君(百四十四番) サウデス
○議長(片岡健吉君) 此五字ヲ削除スルト云フニ附イテ決ヲ採リマス、高木君ノ修正説ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス
起立者 少數

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス、原案ニ附イテ御異議ハアリマスマイカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、四十七條カラ四十八條マデヲ議題ニ供シマス、原案ニ附イテ御異議ハアリマスマイカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、第四十九條ヲ議題ニ供シマス、是モ自然ノ結果デ削除ニナツテ居リマス
〔修正通異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、委員會ノ修正通決シマス、五十條ヲ議題ニ供シマス、原案通御異議ハゴザイマスマイカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、五十一條五十二條、是モ自然ノ結果デアリマスカラ、委員會ノ修正通御異議アリマスマイカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、委員會修正通決シマス、五十三條カラ五十五條マデ、原案通御異議ハアリマスマイカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、五十六條ヲ議題ニ供シマス
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○星亨君(二百三十四番) 先程朗讀ニナリマシタ正誤ガ此際必要ニナルノデアリマス、即チ委員會ノ修正ハ、被選舉權ノ數其選舉スヘキ數ニ云々トアル、其選舉スベキトアルハ、「投票スヘキ……」ト云フコトニ改マルノデ、意味ハ同シコトデアリマスガ、疑ガ生ジマスカラ、選舉スベキト云フヨリカ、投票スベキト云フ方ガ適當ト考ヘマス、ソレハ誤トシテ委員會ノ修正通私ハ異議ハアリマセヌ

○議長(片岡健吉君) ソレハ皆サンニ報告シテアリマスガ、委員會ノ修正通

異議アリマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、委員會ノ修正通決シマス、第五十七條カラ六十七條マデヲ議題ニ供シマス
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、六十八條ヲ議題ニ供シマス、是ハ委員會ノ修正通異議アリマスマイカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、委員會修正通決シマス、六十九條カラ七十二條マデヲ議題ニ供シマス、原案ニ御異議アリマスマイカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、次ハ第七十四條、是ハ委員會修正通御異議アリマスマイカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、委員會修正通決シマス、第九章カラ七十八條マデヲ議題ニ供シマス、原案ニ御異議ゴザイマスマイカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、第七十九條ニハ委員會ノ修正ガアリマス、委員會修正通御異議アリマスマイカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、委員會ノ修正通決シマス、第八十條第八十一條、是ハ原案ニ御異議アリマスマイカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案ノ通決シマス、第八十二條ヲ議題ニ供シマス
〔星野甚左衛門君演壇ニ登ル〕

○星野甚左衛門君(百五番) 本員ノ修正ハ極ク簡單デ、殆ド登壇スル必要ハナイガ、即チ八十二條ノ但書ヲ削除スル修正デ「但シ其ノ收受者又ハ受諾者ニシテ選舉當日後二十日以内ニ自首シタル者ハ本刑ヲ免ス」トアツテ、表面カラ見マスレバ、自首ヲ獎勵スル法ニナツテ、立派ナ法文デアリマスガ、元來選舉法ヲ改正スル骨子、本體ハ選舉ノ弊害ヲ防グガ、第一ノ目的デアラウト思ヒマス、所ガ此但書ガアルタメニ、折角選舉法ノ改正法案ガ、之ガタメニ大イニ其目的ヲ失スルト云フコトヲ免レヌ、即チ前ノ緊急勅令ニモ此箇條ガアツタ所ガ、但書ノ條項ノアルタメニ實際ノ選舉場裏ニ立ツテ見ルト、選舉場裏ヲ攪亂スル結果ニナツテ居ルノデアリマス、即チドウ云フ弊害ガ起ルカト云ヘバ、此條項ノアルタメニ、却テ違反ヲ増スト云フ結果ニナル、即チ或ル者ガ自分ガ繼シ金ヲ取り、或ハ金錢物品ヲ受ケテモ、マサカノトキニ自首サヘスレバ、無罪ト云フコトデ、中ニハ往々但書ノ精神ヲ誤ラセテ違反ヲ起ス考ヲ持ツテ來ル者ガ澤山出來テ參ル、第二ニハ此條項ノタメニ反對黨即チ反對者ノ投票ヲ妨グルガタメニ、求メテ無イ所ノ罪ヲ作ツテ、自首ヲ後澤山ノ投票ノ違ハ、サウ云フコトハナイガ、或ハ五票十票ト云フヤウナ少數ノ差ヲ生ジタトキハ、反對者ハ務テ選舉人ヲ煽動シテ、是ミノ利益ヲ與

フルカラ、自首シテ吳レ、斯様々々ノ利益ヲ與フルカラ、自首シテ吳レト云フコトデ、第二ノ收賄ト云フモノガ行レル、是等ノコトハ前期ノ選舉場ノ實際ニ徴シテ澤山アツタコトデアリマス、却テ選舉當日ヨリ選舉後ノ選舉場裡ノ選舉區内ノ紛亂ヲ來スト云フ事柄ハ、但書ノ結果ニ外ナラナイノデアリマス、デゴザイマスカラ本員ハ但書ヲ削ッテ、選舉法改正案ノ精神ヲ貫クタメニ、斯ノ如キ但書ハ是非削ッテ減等ニシタラ宜イト云フ論デアリマス、斯ク論ジ來リマシタナラバ、但書ヲ削ッテ減等ニシタラ宜イト云フ論ガ出ルカ知レマセヌガ、抑々選舉違反ハ、上流ノ人ニアルノデ、普通ノ刑事ハ下等社會ニ多イガ、是ハ選舉權ヲ持ッタ者ハ、上等社會ノ人物デ、斯ノ如キ破廉耻ノ罪ヲ犯ス者デアルカラ、是等ノ者ハ減等ヲスルノ理由ガナイト思ヒマス、因ッテ私ハ徹頭徹尾但書ヲ削ルコト、致シタイト思ヒマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 定規ノ贊成ガアリマスカラ、星野甚右衛門君ノ八十二條中ノ但書以下ヲ削除スルト云フ修正説ニ附イテ採決致シマス、星野甚右衛門君ノ説ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

〔多數〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、但書以下ヲ削除スルコトニ致シマス、他ハ原案ノ通御異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、他ハ原案ノ通決シマス、第八十三條ヨリ九十二條マデヲ議題ニ供シマス

○安川繁成君(百二十一番) 決算委員會ヲ開キタウゴザイマスカラ……

○議長(片岡健吉君) チョット是ヲ採決致シテ置キマス、原案ニ附イテ御異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案ノ通決シマス、チヨット此際ニ述ベルコトガアリマス昨日指名ヲ致シマシタ印紙稅法案ノ兩院ノ協議會委員諸君ハ、本日散會後ニ第一特別委員會ニ於テ議長副議長ヲ互選セラレテ、議長マデ御通知アラシコトヲ望ミマス——次ニ九十四條ヲ議題ニ供シマス、是ニハ委員會ノ修正説ガアリマス、委員會ノ修正通御異議ハアリマスマイカ

〔贊成〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 是ハ前ノ結果ニ依ッテ、今ノ望月君ノ發議通テ御異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通決シマス、九十五條カラ九十六條マデハ原案ニ御異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、第十二章第九十七條ニハ委員會ノ修正ガアリマス、之ヲ議題ニ供シマス、委員會ノ修正ニ御

異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、委員會ノ修正通決シマス、九十八條ヨリ百四條マデヲ議題ニ供シマス、原案ニ附イテ御異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、茲ニ百五條ヲ加ヘルト云フ委員會ノ修正ガアリマス、之ヲ議題ニ供シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 委員會ノ修正通テ、御異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、委員會ノ修正通決シマス、第五百五條ニハ委員會ノ修正ガアリマス、是ハ即チ今ノ決議ノ結果ニ依ッテ、第六百六條ニナリマス、本條ハ委員會ノ修正通テ御異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 第六百六條ハ委員會ヲ削除ニナッテ居リマスガ、是ハ自然ノ結果削除ニナリマシタカラ、御異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 別表ハ既ニ先ニ決議ニナッテ居リマス、是ハ御異議ハナイコト、認メマス

○大岡育造君(四十五番) 別表ハ決シテ先ニ決議ニナッテ居ラヌデス、サウ云フコトハ宜シクナイ話デアル

○星亨君(二百三十四番) 別表ハ斯ウ云フヤウニナッテ居ルト考ヘルノデアリマス、郡市ハ十方デ一人ト云フコトニナリマスカラ、ソレハ議長ニ於テ……願ヘバ宜イノデアアル、其外ノ島等ハ、何レ又御議論ノアルコト、私ハ考ヘテ居ルノデアアル、サウ云フコトニナルノデス

○大岡育造君(四十五番) 是ハ別ニ御議シニナル方ガ適當ダラウト思ヒマス

○星亨君(二百三十四番) ドウカ斯ウ云フヤウニ決ヲ採ラレンコトヲ希望致スノデアアル、委員會ノ説ハ即チ十方デ出來テ居リマスカラ、矢張ソレデ宜イト考ヘマスガ、島等ニ異論ガゴザリマスナラバ、ソレハ一々決ヲ採ラレンコトヲ希望致スノデアアル

○議長(片岡健吉君) ソレデハ斯ウ致シマセウ、此別表ニ附イテ修正説ノアル所ダケヲ議題ニ供シテ、決スルコトニ致シマセウ

○高木正年君(百四十四番) 簡短デスケレドモ、ソコヘ參リマス

〔高木正年君演壇ニ登ル〕

○高木正年君(百四十四番) 私ノハ極簡短ニ申シマスガ、今度別表ノ中ノ新潟縣ノ佐渡及既ニ壹岐マデモ別ニナルコトニナリマシタ、然ルニ最モ此間ニ權衡ヲ失シテ居ルノハ、熊本縣ノ天草郡、成ル程近イ所ハ随分三時間位デ、汽船ノ往復ハ出來マスガ、本島ハ既ニ六時間モ航海ニ掛ルト云フ遠イ所デ、新瀉縣ノ佐渡モ矢張遠クハアツテモ、時間ノ上デハ、却テ天草ノ方ガ遠イ位ニ實際相成ッテ居ル、殊ニ事情ノ上ニ附イテモ、全ク別ニ致スト云フコトガ、他ヲ獨立サシタ以上ハ、其資格ノ上カラモ、又選舉區ヲ別ニスルト云フ性質ノ上カラデモ、是非ハ別ニセネバナラヌノデゴザリマス、今一ツハ私ハ三ツ申シ

マスカラ、悉ク御賛成ニナルナラヌハ、諸君ノ御考次第デスガ、極簡短ニ申シマス、今一ツハ今度新ニ琉球ニ選舉區ヲ置カレマシタ、是ハ最も自分ガ熱心ニ委員會ヲ主張致シマシタガ、不幸ニモ自分ノ發議ノ中ノ琉球本島ノ二人ト云フコトハ宜イ、併シ一番琉球ノ中テ政治ノ中心ニ遠クテ、政治ノ弊害ガ種々アルタメニ琉球人ガ日本帝國ト云フモノ、上ニ附イテ多少ノ疑問ヲ懷ク所ノ人種ノ多イ、即チ此政府ノ或部分ノ壓力ノ最も強イ八重山島及宮古ニ選舉ヲ與ヘナイト云フコトハ、事實ノ上ニ於テ政治改良ノ却テ端緒ヲ一方ニ失シテ居ルト云フコトデゴザイマス、琉球本島ハ既ニ電信モ出來テ居ッテ、是モ隨分種々弊害ガ起リマシタガ、將來モ尙ホ其通テゴザイマスガ、是マデ最も政治ノ壓力ノ強カッタ、即チ八重山島宮古、先年石垣島ノ事件過日モ質問ヲ致シマシタガ、時ノ内務次官等ガ石垣島ノ土人ノ地所ヲ——村ノ共有ニナルベキ地所ヲ取上ゲテ、砂糖ノ耕作ニシタト云フコトガ既ニアッタノデゴザイマス、是等ノコトハ今日モ尙ホ多クアルタメニ、所謂王化ニ服サヌト云フノデハゴザイマセヌガ、政治ノ改良ガ最も届カナイ即チ宮古八重山島、孰モ人口ノ上デ隱岐或ハ壹岐等ヨリハ餘程多イ、人口ヲ持ッテ居ルノデス、此等ノ島々カラ各一人宛、熊本縣ノ天草ハ人口ノ上デ十九萬餘ノ人ニナッテ居リマスカラ、即チ天草郡ハ二人、今一ツ矢張八重山島宮古ニ選舉權ヲ與ヘヌト同ジ意味デ、東京府下伊豆七島ト云フモノハ、是マデ投票ガ荏原郡即チ十二區ニアルガタメニ投票ヲスルコトガ出來ナイノデアリマス、其距離ガ丁度百二十哩モアルガタメニ、或ハ近イ所ハ六十哩、或ハ八十哩ト云フ所ノガアリマスガ、一回モ投票スルコトガ出來ナイ、投票ヲスルニハ、金ヲ貰ッテ來ルカ、凡ソ一人トシテ百圓以上ノ金ヲ使ハナケレバナラヌト云フガタメニ、從ッテ選舉權ヲ行フコトガ出來ナイト云フノデ、其島ハ即チ二萬五千以上ノ人數ヲ持ッテ、即チ壹岐島ト丁度同ジ比例デアリマスカラ、此三箇所ニ各、選舉權ヲ與ヘルト云フコトハ、最も政治改良ノ上ニ於テ、今日爲スベキコトデアラウト思フ、一體小笠原島モ加ヘル筈デゴザイマスガ、地租モナシ、所得稅モナシト云フコトデ已ムヲ得ズ、今日はハ除イテ居ルノデアリマス

〔採決々々〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 定規ノ賛成ガアレバ、採決致シマス

〔賛成々々〕ト呼フ者アリ

○松岡長康君(百九十一番) 唯今ノ天草郡ノコトニ附イテ高木君ガ此處ニ御論ガゴザイマシタガ、高木君ニシテモソレ等ノコトハ御取調デアリマセウケレドモ、私ハ熊本ノ選出ノ一人デアレバ、現在ノコトヲ知ッテ居ルニ附イテ、甚ダ不當ナルコト、認メテ居リマスカラ、一言申シテ置カネバナラヌ、實ニ此天草郡ト云フモノハ、僅ノ距離シカナイ所デ、呼ベバ必ズ應ヘルト云フヤウナコトデ、即チ或ハ五島ト云フヤウナ、遠隔ナル所ノ人情ヲ異ニシテ居ルト云フヤウナコトハ、毫モナイ所デ、呼ベバ必ズ應ヘルト云フヤウナ、最モ接近シテ居ル所デゴザイマス、之ヲシテ一ノ區域ヲ別ニスルト云フコトナラ、マダ此外ニモ多クアルコトデアラウト思フ、此等ノモノヲ一區域トスルコトハ、私ハ出來ナイト思ヒマス

○議長(片岡健吉君) 高木君ノ修正ニハ、制規ノ賛成ガアリマスカ

〔無シ々々〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 制規ノ賛成ガナイト認メマス、外ニ修正說ガアリマセネバ、委員會ノ修正ニ附イテ尙ホ念ノタメニ採決ヲ致シマス、別表ハ委員會ノ修正ニ附イテ御異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、委員會ノ修正通決シマス

○恆松隆慶君(九十七番) 漸ク二讀會ガ濟ミマシタガ、ドウカ三讀會ヲ直チニ開カレンコトヲ望ミマス

〔賛成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガアリマセネバ、直チニ三讀會ヲ開クコトニ致シマス

衆議院議員選舉法改正法律案 第三讀會

第三讀會

○恆松隆慶君(九十七番) 二讀會修正決議シタ通テ、三讀會確定セラレンコトヲ望ミマス、而シテ字句其他ニ於テ誤謬等ハ、是ハ宜シク議長ニ一任シテ願フ、斯ウ云フ都合デ確定セラレンコトヲ望ミマス

〔賛成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 今ノ恆松君ノ述べラレマシタ通、本案確定ニ附イテ御異議ハアリマスマイカ、サウシテ其他ノ字句ノ修正等ハ、議長ニ御任セ下サイマス

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 其通決シマス

○杉田定一君(二百九十九番) 是ヨリ國有林野法案外三件ノ委員會ヲ開キマスカラ退席ヲ請ヒマス

○議長(片岡健吉君) 今委員長カラ國有林野法案外三件ノ委員會ヲ開キタイト云フコトデアリマスガ、御異議ハゴザイマスマイカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 許スコトニ致シマス

○寺田彦太郎君(六十三番) 信用組合ノ建議案特別委員會ヲ開キマスカラ、是ヨリ限席ヲ請ヒマス

○議長(片岡健吉君) 寺田彦太郎君ヨリ信用組合法建議案ノ委員會ヲ開キタイト云フコトデアリマスガ、御異議ハゴザイマスマイカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、許スコトニ致シマス

○安川繁成君(百二十一番) 決算委員會ヲ開クタメニ退席ヲ請ヒマス

○議長(片岡健吉君) 安川繁成君ヨリ決算委員會ヲ開キタイト云フコトデアリマスガ、御異議ハゴザイマスマイカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、許スコトニ致シマス

○小倉信近君(百二十九番) 是ヨリ豫算委員會ノ分科會ヲ開キタウゴザイマスカラ……

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 小倉信近君カラ豫算委員會ノ分科會ヲ開キタイト云フコトデアリマスガ、御異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、許スコトニ致シマス——議事日程第八、人力車發明人二年金給與ノ建議案委員長報告、關信之介君

第八 人力車發明人二年金給與ノ建議案(關信之介君外一名提出) (委員長報告)

(關信之介君演壇ニ登ル)

○關信之介君(八番) 本建議案ニ附キマシテ、委員會ノ經過及結果ヲ御報告致シマス、其御報告ヲ致シマスル前ニ、印刷ノ誤ガゴザイマスカラ、其コトヲ申シテ置キマス、ソレハ人力車發明人ニ一時賜金ニ關スル建議ト云フコトニ、委員會ニ於テ改メマシタ、然ルヲ印刷ノ誤デ、元ノ如クニナツテ居リマスカラ、此段御報告致シマス、ソレデ此委員會ハ本月十七日ニ委員長及理事ノ互選會ヲ開キマシテ、委員長ニハ大三輪長兵衛君、理事ニハ富永準太君ガ當選ニ相成リマシタ、ソレカラ同シク十九日ニ委員會ヲ開キマシテ、委員會ニ於テハ第一ニ人力車ノ發明人ト云フ者ハ、此建議者ノ言フ如ク、四人ニ限ツタ者デアアルカ、マダ他ニアルカト云フコトヲ審查シヤウト云フコトカラ致シマシテ、此提出者ガ齎ラシテ來マシタ所ノ各證據物及提出者ノ說明等モ聞キマシタ——聞キマシタ所ガ、此人力車ノ發明人ハ、此四人ニ止マルト云フコトガ分明致シマシタノデゴザイマス、ソレヨリ進ミマシテ、此人力車發明人ガ他ニ請願等ヲ致シタコトガアルカ、又此コトニ附イテハ如何ナルコトガ、此議院ニ現レテ居ルカト云フコトヲ取調ブルガタメニ、書記ヲシテ貴衆兩院ノ請願委員會ニ在ル所ノ請願書ヲ取寄セテ、之ヲ審查致シタ所ガ、全ク此建議案ニアル氏名ノ外ナイト云フコトニ極マリマシタ故ニ、既ニ此發明人ト云フ者ガ、四人ニ極マリマシタ以上ニハ、是ニハ年金ヲ給與スルカ、一時賜金ヲ給與スルカト云フ所ノ問題ニ附イテ、又審議ヲ致シマシタ結果ト致シマシテ、一時賜金ヲ與フルヲ以テ可トスルト云フコトニナリマシタガ、故ニ此コトハ滿場一致ヲ以テ此建議ヲ採用スルコトニナツタ次第デゴザイマス、其結果ト致シマシテ、此建議案ノ明文申行目ノ和泉要助外三名ニ對シノ下「年金若ハ」ノ四字ヲ削除スルコトニナリマシタカラ、ドウカ本院ニ於テモ滿場一致ヲ以テ御協贊ニナランコトヲ希望致シマス

○安藤龜太郎君(百四十七番) 發明者ハ他ニモアルヤウニ思ヒマスガ、此發明者ハ確デアルト云フデアリマス

○關信之助君(八番) 外ニ發明者ハゴザイマセヌ

○三田村甚三郎君(五十二番) 反對ノ意見デスガ、述ベテ宜シウゴザイマス

○議長(片岡健吉君) 宜シウゴザイマス

○三田村甚三郎君(五十二番) 私ハ此案ニ附イテハ、反對デアリマス、元此案ノ性質タルヤ、惡ルイコトデハゴザイマセヌガ、斯ルコトヲ堂々ト此本院ニ於テ決議シテ、一時賜金ヲ遺ルト云フ程ノコトハナイト考ヘル、且ツ提出者ハ之ニ向ツテ發明人ハ外ニハナイト云フコトデアアルケレドモ、私共ノ確ニ聞イテ居ル所ニ據レバ、名古屋若クハ大阪ニ於テ、現ニ發明人デアルト云フコトヲ云ウテ居ル者ガアルノデアアル、斯様ナル簡單ナルモノデアアル故ニ、アチラコチラニ於テソレニ似寄ツタ發明ヲシタモノガアルノデアアルニ、アチラコチラニ於テ御舉ゲニナツタ外ニ發明人ガナイト云フコトハ、私共ハ信ズル

コトガ出來ナイノデアアル、且此人力車ト云フモノハ、社會ノ必要物デアルト云フコトハ、認テ居ルケレドモ、此人力車以外ニ然ラバ此必要ガナイカドウカト云フニ澤山アル、否ナ直接吾ガ毎日サウ云フモノニ向ツテハ、人力車以外ニマダノ必要モノヲ確ニ認メテ居ル、ソレ等ノ發明人ニ向ツテ、ソレ等發明者ノ子孫ニ向ツテ、是ニ年金ヲ本會ノ決議ヲ以テ遺ツタコトハナイ、之ヲ遺ルコトガ出來レバ、非常ニ澤山出テ來テ、殆ド底止スル所ヲ知ラヌト思フ、故ニサウ云フコトハ、本院ノ決議ヲ以テスルヨリモ、當該行政廳ニ於テ其人間ノ功勞ヲ社會ニ表彰シ得ルダケノコトヲシテヤレバ宜シイノデアアルカラ、是ハ將來ノ先例ヲ開クコトニナルカラ、其趣意ハ至極贊成デアアルケレドモ、本院ニ於テ決議シテ年金ヲ遺ルコトハ、反對デアリマス

○大三輪長兵衛君(百四十八番) 私ハ明治二年ノ十二月ニ人力車ノ始テ出來ルノヲ見タ、三年ノ十月ニ再ビ出來テ、餘程改良セラレタノヲ見マシタ、私ハ本年七十一歳デ、マダ達者ニ活キテ居ル、發明者ハ此外ニハナイ、名古屋ニモ大阪ニモ堺ニモアリマセヌ、是ダケハ私ガ保證シマス、委員長トシテモ、ソツクリ調ベテ居ル

○議長(片岡健吉君) 採決致シマス

○鈴木萬次郎君(百六十七番) チョット私ハ一言致シタイ

○議長(片岡健吉君) 贊成ノ御方ガアリマスカラ、採決致シマス、此採決ハ今三田村君ノ反對說ガアツテ、即チ否決論デアリマスカラ、是ハ委員會ノ報告、即チ委員會ノ修正說ニ附イテ先キニ採決致シマス

○議長(片岡健吉君) 反對ハ則チ否決論デアリマスカラ、委員會ノ修正說ニ附イテ採決致シマス、委員會ノ修正說ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス、本案ハ否決セラレタモノト認メマス、議事日程ノ第九、日本興業銀行法案第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス、議事日程ノ第九、日本興業銀行法案第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第九 日本興業銀行法案(松田正久君外十二名提出) 第一讀會

日本興業銀行法 第一章 總則 第一條 日本興業銀行ハ株式會社トシ其ノ本店ヲ東京ニ置ク

第二條 日本興業銀行ノ資本金ハ一千萬圓トス但シ株主總會ノ決議ニ依リ政府ノ認可ヲ經テ資本金ヲ増加スルコトヲ得

第三條 日本興業銀行ノ資本金ハ國債證券ヲ以テ其ノ拂込ニ充ツルコトヲ得

第四條 日本興業銀行ノ各株式ノ金額ハ百圓トス

第五條 日本興業銀行ノ存立時期ハ五十箇年トス但シ株式總會ノ決議ニ依リ政府ノ認可ヲ經テ存立時期ヲ延長スルコトヲ得

第六條 特ニ此ノ法律ニ規定セサル事項ハ商法ノ規程ニ依ル

第二章 重役

第七條 日本興業銀行ニ總裁一人理事四人以上監查役三人以上ヲ置ク

第八條 總裁ハ日本興業銀行ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

理事ハ定款ノ定ムル所ニ從ヒ日本興業銀行ノ業務ヲ分掌ス

監查役ハ日本興業銀行ノ業務ヲ監査ス

第九條 總裁ハ百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ政府之ヲ命シ其ノ任期ヲ五箇年トス

理事ハ五十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命シ任期ヲ五箇年トス

監查役ハ三十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選定シ其ノ任期ヲ一箇年トス

第十條 總裁及理事ハ在任中何等ノ名稱ニ拘ラス他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ス但シ大藏大臣ノ認可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三章 營業

第十一條 日本興業銀行ハ左ノ事務ヲ營ムモノトス

第一 國債證券、地方債證券、社債券及株券ヲ質トスル六箇月以上ノ定期償還貸付又ハ年賦償還貸付

第二 國債、地方債及社債ノ應募又ハ引受

第十二條 日本興業銀行ハ定期預リ金及保護預リヲ爲スコトヲ得

第十三條 日本興業銀行ハ營業上餘裕金アルトキハ國債證券、地方債證券及社債券ノ買入ヲ爲スコトヲ得

第十四條 日本興業銀行ニ於テ前條ノ貸付、應募又ハ引受及買入ヲ爲サムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十五條 日本興業銀行ニ於テ擔保トスル國債證券、地方債證券、社債券及株券ノ最高價格ハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ但シ如何ナル場合ニ於テモ時價十分ノ八ヲ超過スルコトヲ得ス

第十六條 日本興業銀行ハ此ノ法律ニ記載セサル業務ヲ營ムコトヲ得ス

第四章 債券

第十七條 日本興業銀行ハ拂込資本金ノ十倍ヲ限リ興業債券ヲ發行スルコトヲ得

第十八條 興業債券ハ無記名ニシテ券面金額ヲ二十圓以上二百圓以下トシ利札附トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名ト爲スコトヲ得

第十九條 日本興業銀行ニ於テ興業債券ヲ發行セムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十條 日本興業銀行カ興業債券ヲ外國ニ發行スル場合ニ限リ内外市場

ノ狀況ニ依リ政府其ノ必要ヲ認ムルトキハ興業債券ノ元金及利子ニ對シ支拂ノ保證ヲ爲スコトヲ得

第二十一條 日本興業銀行ハ前條ノ保證ニ依リ得タル資金ヲ以テ引受又ハ應募シタル國債證券、地方債證券若ハ社債券及貸付ノ擔保トシテ得タル國債證券、地方債證券若ハ社債券ヲ悉皆政府ニ預ケ入ルヘシ

第二十二條 日本興業銀行ニ於テ債券元金ノ支拂ヲ怠リタルトキハ政府ハ前條ニ依リ預リタル有價證券ヲ賣却シ利子ノ支拂ヲ怠リタルトキハ前條ニ依リ預リタル有價證券ヨリ生スル利益ヲ差押ヘ直ニ支拂ニ充テ若不足アルトキハ日本興業銀行ノ資産ニ付優先權ヲ有ス

前項優先權ノ順位ハ公課ノ次トス

第二十三條 日本興業銀行債券ノ利子ハ毎年二回以上之ヲ支拂ヒ其ノ元金ハ發行ノ年ヨリ三十箇年以内ニ抽籤ヲ以テ之ヲ償還スヘシ

第二十四條 日本興業銀行ニ於テ興業債券ヲ償還スル場合ニハ抽籤ヲ以テ割増金ヲ附スルコトヲ得但シ其ノ方法及金額ハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十五條 日本興業銀行ハ興業債券借換ノ爲低利興業債券ヲ發行スルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ發行後四箇月以内ニ抽籤ヲ以テ其ノ發行券面金額ニ相當スル舊興業債券ヲ償還スヘシ

第二十六條 日本興業銀行ノ發行スル興業債券ヲ偽造又ハ變造シテ行使シタルモノハ刑法第二百四條ノ例ニ依リ處罰ス其ノ模造ニ關シテハ明治二十八年法律第二十八號通貨及證券模造取締法ニ依リ處分ス

第五章 準備金

第二十七條 日本興業銀行ハ每營業年度準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益ノ百分ノ八以上ヲ積立テ且利益配當ノ平均ヲ得セシムル爲利益ノ百分ノ二以上ヲ積立ツヘシ

第六章 政府ノ監督

第二十八條 大藏大臣ハ日本興業銀行ノ業務ヲ監督ス

第二十九條 日本興業銀行ハ其ノ定款ヲ變更セムトスルトキハ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第三十條 日本興業銀行ニ於テ支店又ハ代理店ヲ設置セムトスルトキハ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ若シ大藏大臣ニ於テ支店又ハ代理店ヲ必要ナリトスルトキハ日本興業銀行ニ命シ之ヲ設置セシムルコトヲ得

第三十一條 日本興業銀行ハ大藏大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ株主ニ配當金ノ分配ヲ爲スコトヲ得ス

第三十二條 大藏大臣ハ日本興業銀行ノ營業上法律命令又ハ定款ニ背反シ若ハ公益ヲ害スル事件アリト認ムルトキハ之ヲ制止スルコトヲ得

第三十三條 日本興業銀行ハ大藏大臣ノ命令ニ從ヒ其ノ營業ニ關スル諸般ノ景況及計算報告書ヲ差出スヘシ

第三十四條 大藏大臣ハ特ニ日本興業銀行監督官ヲ置キ日本興業銀行ノ業務ヲ監視セシム

第三十五條 日本興業銀行監督官ハ何時ニテモ日本興業銀行ノ金庫、券書庫、帳簿及諸般ノ文書ヲ検査スルコトヲ得

日本興業銀行監督官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得但シ議決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

乘議院議事速記錄第三十五號

明治三十二年二月二十三日

日本興業銀行法案 第一讀會

五三三

第七章 罰則

第三十六條 日本興業銀行ニ於テ左ノ事犯アルトキハ總裁及關係理事ヲ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

一 第十一條ノ規程ニ反シ營業ヲ爲シタルトキ

二 第十三條ノ規程ニ反シ營業上ノ餘裕金ヲ使用シタルトキ

三 第十六條ノ規程ニ反シ此ノ法律ニ記載セサル業務ヲ營ミタルトキ

四 第十七條及第十九條ノ規程ニ反シ興業債券ヲ發行シタルトキ

五 第二十三條及第二十五條ノ規程ニ反シ興業債券ノ償還ヲ爲ササルトキ

六 本法ニ於テ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘキ場合ニ其ノ認可ヲ受ケサルトキ

第三十七條 日本興業銀行ノ總裁及理事第十條ノ規程ヲ犯シタルトキハ二十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス

附則

第三十八條 政府ハ設立委員ヲ置キ日本興業銀行設立ニ至ルマテ一切ノ事務ヲ處理セシム

第三十九條 設立委員ハ定款ヲ作り政府ノ認可ヲ受ケタル後株主ヲ募集ス

第四十條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込書ヲ政府ニ提出シ銀行設立ノ認可ヲ稟請スヘシ

前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ設立委員ハ一定ノ期限ヲ定メ各株式ニ付第一

一回ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス

第四十一條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ日本興業銀行總裁ニ引渡スヘシ

(栗原亮一君演壇ニ登ル)

(「簡短ニ願ヒマス」ト呼ブ者アリ)

○栗原亮一君(八十七番) 極要領ダケヲ簡短ニヤリマス、日本興業銀行法案

ノ提出ノ理由ヲコ、ニ述ベマス、是ハ世ニ謂フ所ノ動産銀行ナルモノト、

異名同物デアリマシテ政府ヨリモ、之ヲ提出スルト云フデアリマシタ、

吾々モ提出ヲ見合セテ居ッタデアリマスガ、未ダ提出ニ至ラヌデアリマスガ

ラシテ、又此問題ハ黨派問題ニアラズシテ、社會經濟ノ問題デアリマスガ

シテ、各派同志ノ諸君、聯合ノ提出ニナツテ、此法案ガ顯レマシタノデアリ

マス、私ハ提出者ノ一人デアリマスガ、極大體ダケヲ茲ニ説明ヲシテ

置キマス、元來我國ハ工業ニ最モ適當シタル所デアリマスガ、此工業ヲ發

達セシムルタメニ特別ナル金融機關ガナクテナラヌト云フノガ、此趣意デア

リマス、而シテ又追、此社會ノ進歩ニ從ヒマシテ、總テ事物ハ分業ヲ要スル

モノデアリマスガ、今日ノ所ニ於キマシテ、銀行制度ハ尙ホ不完全ニ致シテ、

是ガ商業機關トシテ立ツテ居リマスガ、併シ彼ノ見返品ト稱ヘマシテ、尙

ホ動産ヲ抵當ニ致シマシテ、其作用ヲ爲シテ居リマス、又彼ノ勸業銀行ガ出來

マシテカラハ、是ハ農業專門ノ銀行デアリマシテ、不動産ヲ抵當ト致シテヤ

テ居ルデアリマスガ、併シマダ此工業專門ノ銀行ガナイガタメニ、曾テ工業

社會ニ恐慌ヲ起シタ時分ニモ、勸業銀行ガ不動産抵當ノ專門銀行デアリナガ

ラ、其機關ガ不備ナルガタメニ或ハ紡績其他ノ工業ニ向ツテ勸業銀行ガ貸出

ヲ致シテ、此動産銀行ノ働キヲ補ツタヤウナコトデアリマシタケレドモ、是

デハ甚ダ不完全デアリマスガ、ドウシテモ此工業發達ノタメニ專門ノ

銀行ト云フモノガナクテハナラナイ、即チ今日マデ此一般ノ銀行ト云フモノ

ハ、株券ノ賣買又動産抵當ノ貸出等ヲシテ居リマスケレドモ、是デハ商業

機關ノ働キト云フモノヲ全クスルコトガ出來ズ致シマシテ、詰リ此商業ト

レカラ農業ト工業ト、此三種ノ中央ノ大銀行ト云フモノガ立ツテ、即チ之ガ

鼎立ヲ致シテ、而シテ始テ此用ヲ全クスルコトガ出來ルノデアリマス、又此

三大銀行ト云フモノガ、各專門ニ致シテ、中央ニ獨立シテ居リマスナラバ、

恐慌ノ來ツタ時分ニモ、或ハ農業ニ來ツタ所ノモノハ、勸業銀行ニ於テ之ヲ

救ヒ、又工業ニ恐慌ガ來レバ、此日本興業銀行ノ如キ、又農業ノ不振ガア

テ勸業銀行ノヤウナ專門ノモノガアツテ、之ヲ救フコトデアアルト信シマスガ、

尙ホ銀行ニ附キマシテハ、是マデ外資輸入ト云フコトヲ屢々唱ヘマシタガ、

是ハ必シモ外資ヲ輸入スルコトデアリナイノデアリマス、併シ又債券ヲ募集ス

ルニ於キマシテ、之ヲ外國ニ募集スル方ガ、甚ダ便利デアアルト云フ場合ニハ、

之ハ外國ニ向ツテ債券ヲ募集スルコトデアリマス、即チ今日ニ於キマシテ

ハ、此外國ニ向ツテ債券ヲ募集スルコトデアリマス、外資ト云ハズ、内資ト云ハズ、即チ世

界共通ノ經濟デアアルベキモノデアリマスガ、其機關サヘ具備スルナラ

バ、從ツテ世界共通ノ經濟ト云フモノガ開ケマシテ、又利ノヤスイ資本ヲ我

國ニ利用スルコト云フ事柄ガ出來ルノデアリマスガ、或ル論者ハ之ヲ自由ニ放

任シテ置クナラバ、利ノ高キ處ニハ、又信用ノ厚キ所ニハ、從ツテ資本ガ出

來ルモノデアアルカラシテ、斯ウ云フ人爲ニシナクとも、自然ニ外資ハ輸入シ

來ルモノデアアルト云フ議論ガアリマス、段々進歩シマスレバ、コ、ニ至ルデア

リマスケレドモ、今日ノ勢デハ如何ニセシ、未ダ内地ノ事情ト云フモノガ十

分ニ海外ニ通ゼズ致シマシテ、此外資ヲ入レントスルニ當リマシテハ、何

カ一ツ中堅トナツテ其信用ノ中點ナルモノガナクテハ、之ヲ入レルノニ甚

ダ不便ヲ感ズルノデアリマス、故ニ今日ノ此世界共通經濟ノ基ヲ立テル所ノ

移リ變リニ於テハ、斯ノ如キモノハ甚ダ必要ヲ感ズルノデアリマス、或ハ

改正條約ヲ實施シタル時分ニハ、外資ト云フモノハ、從ツテ這入ツテ來ルト

云フ議論モアリマスケレドモ、若シ此外資ト云フモノヲ何レニカ其中心ト

ナリ關門トナルモノヲ作ラズシテ、唯放任シテ置キマシタ時分ニハ、其外資

ハ外人ノ手ニ依ツテ、自在ニ己ノ利益ナル所ノモノヲ撰シテ、サウシテ其

内地ノ事業ヲ撰取りヲシテ、其手ニ占ムル所ノモノヲ撰シテ、此中央

機關ヲ作りマシテ、是ニ依ツテ外資ヲ輸入スルナラバ、其作用ニ依ツテ其事

業ト云フモノハ、之ヲ興シテ元利ノ利益ト云フモノヲ或邦ノ人ニ於テ占

ムルコトガ出來ルノデアリマス、固ヨリ是ヨリ内地雜居ニナリマスレバ、況

ク外人ノ資本モ入り、又其競争ニナルベキモノハ、十分競争ノ餘地ヲ存シテ

置カネバナラヌデアリマスケレドモ、今日我邦ノ工業ノ萎靡極ツテ居ル時

於キマシテ、其海外ニマテ十分信用アルモノニ依ツテ、擔保トナルベキモノガ多クアリマスルナラバ、宜シクアリマスケレドモ、如何セン今日ノ場合ニ於キマシテハ、斯ノ如キ所ノ十分外人ノ信任ヲ置ク所ノ擔保ト云フモノハ、イノデアリマスカラシテ、今ヤ將ニ入ラントスル所ノ外資ト云フモノハ、甚ダ入ルコトガ難イデアリマスル、詰リ世界ノ經濟社會ト云フモノハ、大海ノ如ク其資本ノ乏シキ所ニ來リ、餘リアル所ハ去ツテ、足ラザル所ニ行ク、斯ク循環シテ行クベキモノデアリマスケレドモ、今日ノ所デハ此途ガ塞ガツテ居リマシテ、宛モ溜池ノ如キモノデアリマシテ、其利益ノ多少、利子ノ高低等ガ一般ニ行レテ往カヌデアリマス、即チ此機關ガ出來タ時分ニハ、世界共通經濟ノ途ト云フモノガ、大イニ擴ガルト云フコトヲ信ズルデアリマス、或ハ此土地所有權業權其他鐵道等ノ如キモノ、隨分是マデ實業社會ニハ困難ヲ感シマシテ、サウシテ直接ニソレ等ノ會社ガ資本ヲ入レルコトハ計畫シマシタケレドモ、斯ノ如キ所ノ薄弱ナルモノヲ以テハ、甚ダ信用モ薄ク致シ、又借ラントシテモ、其利子ト云フモノガ甚ダ高クナツテ、今日マデ此コトヲ得行ハズシテ、若シテ居ル者モ數多アルデアリマス、且ツ又土地所有權業權其他鐵道等ノモノヲ直接ニ抵當ニシテ、借ルト云フコトヨリモ、此政府ノ信用國家ノ信用ト云フモノヲ利用致シテ、而シテ直接ノ抵當ヲ持タズ、無形ノ抵當ヲ以テ之ヲ入レルナラバ、甚ダ利益ナルコトヲ信ズルデアリマス、此外資ト云フモノヲ自身ニ入レル時分ニハ、即チ其元利ト云フモノハ、外國ニ拂フダケノコトデアリマスケレドモ、事業ノ利益ト云フモノ即チ是ハ内地人ノ手ニ多ク得ルコトガ出來ルデアリマス、ソレカラ又此銀行ヲ興シマシタ時分ニハ、今日隨分資本ノ乏シイト云フモノニ、尙ホ斯ノ如キ所ノ大銀行ヲ起シテ、是ニ資本ヲ注イタル時分ニハ、内地ニ運轉シテ居ル所ノ資本ト云フモノガ、皆一時此所ニ集ツテ、經濟社會逼迫ト云フコトヲ起スデアラウ、斯ウニ云フ議論モアリマスケレドモ、併シ此銀行ハ公債證書ヲ以テ拂込ニ致シテ、之ヲ資本ニ充テルト云フ計畫デアリマシテ、現金ヲ直チニ之ニ吸收スルデアリマス、又今日ハ公債ヲ將來モ隨分多ク起サネバナラヌデアリマス、此公債ヲ利用スル所ノ此銀行ガ出來マシタル時分ニハ、公債ノ價格ヲ維持スル所ノ便利ト云フモノモ多クアルト云フコトヲ信ズルデアリマス、是ハ政府ニ於キマシテ擔保ヲスル時分ニハ、例ヘバ五朱ノ利益ニ滿タヌ時分ニハ、其保證ヲ致シテヤルト云フコトニシタ時分ニハ、今日ノ實験ニ於キマシテ、如何ナル銀行ト雖モ、之ヲ平均スレバ一割内外ニハ回ツテ居ルデアリマスカラ、五歩以下デアルト云フヤウナコトハ、萬々ナイコトデアリマスカラシテ、其五歩以下ニ至ツタ時分ニハ、保證ヲスルト云フコトデアリマスレバ、是ハ無形ノ擔保ニ致シテ、サウシテ國庫金ヨリ現金ヲ出サズシテ、出來マセウ此保證ノタメニ現金ヲ出スト云フコトハ、事實ニ於テアリマスマイケレドモ、是ダケノ擔保ト云フモノガ附イテ居ナケレバ、海外ニ債券ヲ發行シテモ、其債券ノ價ヲ保ツテ行クト云フコトハ、今ノ場合甚ダ困難デアリマスル、サスレバ格別國庫ヨリシテ現金ヲ出サズトモ、此無形ノ信用擔保ヲ與ヘマシタナラバ、資本ヲ運轉スルコトノ便利ガ、大ニ開ケルト云フコトヲ考ヘテ居リマスル、詰リ此コトニ於キマシテハ、大體ノコトハ餘リ論モナイコトデアリマスケレドモ、此法案中ニ一番議論ノアリマスル所ノ點ハ、是ハ拂込資本金ノ十倍ヲ限ツテ債券ヲ發行スルト云フコトニナツ

テ居ルデアリマスガ、此中デ第二十條第二十一條第二十二條、是ガ一番ノ論點デアラウト思ヒマスカラシテ、此コトダケヲチヨツト簡短ニ申上ゲマスル、斯ノ如キ國家ガ此銀行ニ保證ヲ與ヘテ、萬一此銀行ガ破産デモシタ時分ニ、國家ハ非常ナル負擔ヲセンケレバナラヌデアリマス（然リヤ）ト呼フ者アリ、危險デアルト云フノガ、一番ノ社會ニ於キマシテノ論點デアリマスカラシテ、此コトニ附イテ申シテ置キマスガ、是ハ隨分色ト熟慮ヲ遂ゲマシテ此保證ヲ與ヘテモ、尙ホ國家ガ萬一ノ時分ノ失敗ニ當ツテモ、ソレダケノ損害ヲセズ、尙ホ此經濟社會ト云フモノヲ發達セシムルコトガ出來ルト、斯ウニ云フ考ヲ以テマシテ、即チ此第二十一條ニ於キマシテハ、此銀行ガ債券ヲ外國ニ發行スル場合ニ限ツテハ、内外市場ノ狀況ニ依ツテハ、其必要ヲ政府ガ認メタル時分ニハ、債券ノ元金ト利子ニ對シテ仕拂ノ保證ヲスルト云フコトデアリマス、併ナガラ此保證ヲスルガタメニ、政府ガ若シ銀行ガ失敗ノトキニ、其負擔ヲ徒ラニ帶ビテハナラヌデアリマスカシテ、其場合ニハ即チ此第二十一條ニ於キマシテ「日本興業銀行ハ前條ノ保證ニヨリ得タル資金ヲ以テ引受ケ又ハ應募シタル國債證券地方債證券若クハ社債券及貸附ノ擔保トシテ得タル國債證券地方債證券若クハ社債券ヲ悉皆政府ニ預入ルヘシ」斯ウ云フコトニナツテ居リマシテ、即チチヨツト國立銀行ノヤウナ者デアリマシテ、國債證券或ハ地方債證券社債券ト云フヤウナ確定ナルモノヲ撰ンデ、其種類モ當局ノ審査ヲ得テ、サウシテ是ナラバ確實デアラウト云フモノヲ擔保ニ致シテ、此保證ヲ與ヘルデアリマスカラシテ、若シ之ガ失敗シタル時分ニ於テハ、政府ト云フモノハ是ダケノ保證ヲ握ルコトガ出來ルコトニナツテ居ルノデゴザイマス、サウシテ會社ノ株券ト云フモノハ此銀行ニ抵當ニ取リマスカレドモ、政府ニ託スル所ノモノトシテハ、株券ハ危險デアリマスカラシテ、是ハ省イテアルデアリマス、又二十二條ニ於キマシテ、此銀行ニ於テ債券元金ノ仕拂ヲ怠リタルトキハ、其政府ハ預リタル所ノ有價證券ヲ賣拂ヒ、而シテ利子ノ仕拂ヲ怠ルトキハ、有價證券ヨリ生ズル利益ヲ差押ヘテ、直チニ仕拂ニ充テ、尙ホ不足アルトキハ政府ハ此銀行ノ資產ニ附イテ仕拂ノ優先權ヲ有ストナツテ居ル、斯ノ如クスレバ此危險ハ防グコトハ出來ルデス、今日ノ形勢ニ於キマシテ、或ハ社債券或ハ地方債券ノ如キハ、非常ニ是ガ増加ヲ致シマシテ、其中ニ於テ最モ確實ナル債券、又極必要デアル所ノ地方ニ起リマシタル所ノ事業デアル、是等ノモノガ皆活用ノ途ガ開ケヌデアリマスカラ、事業モ起ラズ、又地方ノ事業計畫ガ行ハレヌト云フヤウニナツテ居リマスカラ、此銀行ガ出來マシレバ、確實ナ工業ハ、是ガタメニ再興ヲシ、尙ホ隆盛ヲ致シ且ツ地方ノ事業ト云フモノモ、是ニ依リマシテ資本ヲ吸收スルナラバ、其發達ヲ期スルコトガ出來ルデス、大體ハ斯ノ如キ趣意デアリマスカラ、尙ホ是ハ委員ニ付託サレマセウカラ、十分ニ御異議ヲ下サルヤウニ致シタイ

○關直彦君(五十五番) チヨツト提出者ニ質問ガアリマス、其債券ヲ外國カ
ラ募集シテ、即チ資本金ノ十倍一億萬圓ノ債券ヲ募集スルニ附イテハ、政府
ガ保證ニ立ツ、其代リニ國債證券若クハ地方債券ヲ抵當ニ取ツテ置クカラ、
危險ハナイト云フ御說明デゴザイマシタガ、私ガ伺ヒマスノハ、斯ル大銀行
ガ破産ヲシテ一億萬圓ノ外債ニ向ツテ——外資ニ向ツテ政府ガ擔償ヲシナケ
レバナラヌト云フヤウナ地位ニ立ツタトキニハ、社會ト云フモノハ非常ナ恐

驚ナ場合デアラウト考ヘル(「ヒヤ」ト呼フ者アリ) 其時ニハ國債證券モ直打ガ下ガリ、公債モ證券モ殆ド其價格ヲ保タヌト云フトキデアアルマイカ、左様ナ反古ノヤウナモノヲ政府ガ擔保ニ取ツテ置イテモ、銀行ト共ニデス、其擔保物、價格ガナクナツテシマヘバ、政府モ共ニ破産ヲシナケレバナラヌト云フ結果ニハナルマイカ、是ガ甚ダ憂フル所デアリマスガ、サウ云フ危險ガナイト云フ理由ガアルナラバ、詳シク説明ヲ請ヒタイ

○栗原亮一君(八十七番) ツレハ極端ノ場合デアリマスカラ、サウ云フ大恐慌ノ場合ニ於テハ格別ノコトデアアル

○關直彦君(五十五番) 極端ヲ豫想シナケレバ、證文ニ判ハツケマセヌゾ

○栗原亮一君(八十七番) 是ハ皆或ハ是マデノ調ニ於キマシテ、失敗ヲシタ

○工藤行幹君(百二十五番) 私モ一ツ質問致シマスガ、是ハ政府ガ擔保スル

○工藤行幹君(百二十五番) 政府ガ負擔ヲシナケレバナラナイ、然ルニ憲法

○工藤行幹君(百二十五番) 議會ニ諮リマスガ、若クハ此案ガ成立テバ、其トキニ政府ハ議

○栗原亮一君(八十七番) 是ハ實行方法ニ附イテハ、色々勸考ヲシタデアリ

○工藤行幹君(百二十五番) 議會ニ諮リマスガ、若クハ此案ガ成立テバ、其トキニ政府ハ議

○工藤行幹君(百二十五番) 議會ニ諮リマスガ、若クハ此案ガ成立テバ、其トキニ政府ハ議

○工藤行幹君(百二十五番) 議會ニ諮リマスガ、若クハ此案ガ成立テバ、其トキニ政府ハ議

○工藤行幹君(百二十五番) 議會ニ諮リマスガ、若クハ此案ガ成立テバ、其トキニ政府ハ議

○工藤行幹君(百二十五番) 議會ニ諮リマスガ、若クハ此案ガ成立テバ、其トキニ政府ハ議

○工藤行幹君(百二十五番) 議會ニ諮リマスガ、若クハ此案ガ成立テバ、其トキニ政府ハ議

○工藤行幹君(百二十五番) 議會ニ諮リマスガ、若クハ此案ガ成立テバ、其トキニ政府ハ議

○工藤行幹君(百二十五番) 議會ニ諮リマスガ、若クハ此案ガ成立テバ、其トキニ政府ハ議

○工藤行幹君(百二十五番) 議會ニ諮リマスガ、若クハ此案ガ成立テバ、其トキニ政府ハ議

○工藤行幹君(百二十五番) 議會ニ諮リマスガ、若クハ此案ガ成立テバ、其トキニ政府ハ議

○工藤行幹君(百二十五番) 議會ニ諮リマスガ、若クハ此案ガ成立テバ、其トキニ政府ハ議

○工藤行幹君(百二十五番) 議會ニ諮リマスガ、若クハ此案ガ成立テバ、其トキニ政府ハ議

○工藤行幹君(百二十五番) 議會ニ諮リマスガ、若クハ此案ガ成立テバ、其トキニ政府ハ議

○工藤行幹君(百二十五番) 議會ニ諮リマスガ、若クハ此案ガ成立テバ、其トキニ政府ハ議

ハクハ不日政府ニ於テモ提出致シマスカラ、共ニ委員ニ付セラレテ、十分ナ審査ヲ遂ゲラレンコトヲ希望致シマス

○工藤行幹君(百二十五番) モウ一言提出者ニ承リタイ、唯今本員ノ質問ニ

○工藤行幹君(百二十五番) 議會ガ協賛ヲ與ヘナケレバ、此保證ハ出來ナクナ

○工藤行幹君(百二十五番) 議會ガ協賛ヲ與ヘナケレバ、此保證ハ出來ナクナ

○工藤行幹君(百二十五番) 議會ガ協賛ヲ與ヘナケレバ、此保證ハ出來ナクナ

○工藤行幹君(百二十五番) 議會ガ協賛ヲ與ヘナケレバ、此保證ハ出來ナクナ

○工藤行幹君(百二十五番) 議會ガ協賛ヲ與ヘナケレバ、此保證ハ出來ナクナ

○工藤行幹君(百二十五番) 議會ガ協賛ヲ與ヘナケレバ、此保證ハ出來ナクナ

○工藤行幹君(百二十五番) 議會ガ協賛ヲ與ヘナケレバ、此保證ハ出來ナクナ

○工藤行幹君(百二十五番) 議會ガ協賛ヲ與ヘナケレバ、此保證ハ出來ナクナ

○工藤行幹君(百二十五番) 議會ガ協賛ヲ與ヘナケレバ、此保證ハ出來ナクナ

○工藤行幹君(百二十五番) 議會ガ協賛ヲ與ヘナケレバ、此保證ハ出來ナクナ

○工藤行幹君(百二十五番) 議會ガ協賛ヲ與ヘナケレバ、此保證ハ出來ナクナ

○工藤行幹君(百二十五番) 議會ガ協賛ヲ與ヘナケレバ、此保證ハ出來ナクナ

○工藤行幹君(百二十五番) 議會ガ協賛ヲ與ヘナケレバ、此保證ハ出來ナクナ

○工藤行幹君(百二十五番) 議會ガ協賛ヲ與ヘナケレバ、此保證ハ出來ナクナ

○工藤行幹君(百二十五番) 議會ガ協賛ヲ與ヘナケレバ、此保證ハ出來ナクナ

○工藤行幹君(百二十五番) 議會ガ協賛ヲ與ヘナケレバ、此保證ハ出來ナクナ

○工藤行幹君(百二十五番) 議會ガ協賛ヲ與ヘナケレバ、此保證ハ出來ナクナ

○工藤行幹君(百二十五番) 議會ガ協賛ヲ與ヘナケレバ、此保證ハ出來ナクナ

○工藤行幹君(百二十五番) 議會ガ協賛ヲ與ヘナケレバ、此保證ハ出來ナクナ

○工藤行幹君(百二十五番) 議會ガ協賛ヲ與ヘナケレバ、此保證ハ出來ナクナ

第十 關稅定率法附屬輸入稅表中改正法律案(田口卯吉君外一名提出) 第一讀會

關稅定率法附屬輸入稅表中改正法律案

附屬輸入稅表第一種第十一類中「二九二」印刷料紙 一、五ノ九字ヲ削

四九八ノ一 印刷料紙

田口卯吉君(百四番) 議長

田口卯吉君(百四番) 議長

ス、テ小學兒童實ニ一錢ナリトモ一厘ナリトモ、教科書ノ値ヲ下ゲテヤリタ
 イ、併シ響ク所ハドノ位響クカト云フト、聞クニ此稅率ノ割合ヲ以テ和斤一
 斤、即チ百六十目ニ附イテ一厘何毛、即チ百斤ニ附イテ一圓十六七錢負フコ
 トニナツテ居ル、サウスルト何デモ八頁ノ新聞デ一箇月分稅ヲ負擔スル所
 ガ、一錢ニ滿タナイトカ申スコト(田口卯吉君)一箇年百四十万ト呼フ。金額
 ハ總額ニ致シマスレバ、百四十万ト云フト、千何百万ノ製産類ニ對シテマ
 リマスガ、御氣ノ毒ナガラ新聞雜誌ノ使フ所ハサウ使ハナイ、漸ク二三百万
 デアリマスカラ、一向サウ使ハナイ、ソレカラシテモウ一ツ比例ヲ取ラネバナ
 ラヌ、御承知ノ如ク輸入稅ト云フモノハ、「インキ」ニモ掛ケテアレバ、其他
 紙、製紙ノ原料ニ掛ケテアレバ、日本デ一番今我工業ノ發達シテ居ルト稱ヘル
 棉製絲ニモ掛ケテアル、其棉製絲ノ如キハ、御承知ノ通極貧民ト雖モ著ナケ
 レバナラヌモノデアル、是モ稅ハ僅デアルガ、ソレヲ掛ケテ内地デ發達スル
 ヤウニシナイト云フト、遂ニ此貧民ニ至ルマデ買ハネバナラヌモノヲ外國カ
 ラ買ハネバナラヌヤウニナリマス、紙ノ如キモ又然リ、是等ノ事業ハ他ノ新聞
 紙ニ近來見エマスガ、木材製ニスルト云フトヤスク附ク、其木材製ト云フコ
 トニ附イテハ、一二ノ紙會社デハ既ニ著手シテ居ルサウデアル、ソレナノモ
 引合ハヌト云フコトカラ成立タナクナルト、外國カラ買ハネバナラヌヤ
 ウニナリマス、既ニ昨年ノ如キハ二百萬圓以上ノ輸入モアリマス、二百
 萬圓以上ノ既ニ輸入ガアルカラハデス、此上トモ少シ相場ガ狂マテ參リマ
 スト云フト、隨分輸入ハ多ク出來テ來ル、サウスルト僅ニ今修業中ニアル此
 業ト云フモノガ成立タナクナリマス、成立タナクナルト云フト、遂ニ外國カ
 ラ高イ物デモ買ハネバナラヌト云フトガアリマスカラ、小學兒童構ハヌ、
 教育ニ關スル、又智識ノ發達ニ關スル新聞紙モ構ハヌト云フト譯デハナイ
 ケレドモ、新聞紙ニ附イテ云フ日ニナレバ、實ハ郵便ノトキニモ議論ガゴザ
 イマシタガ、此新聞雜誌等ニ附イテハ、特ニ處分モアリサウダト云フ議論ハ
 間ニアタマデ、必シモ紙ノ製造會社ヲ保護スルト云フ譯デナクシテ、此國ノ
 事業ノ發達ヲ期スルト云フ點カラ云ヒマスレバ、斯ノ如キ此國デ發達スル見
 込ノアル事業デアル、サウシテ今當ニ成立チ掛ケントシテ居ルモノハ、ドウ
 カ此儘ニシテ置キタイ、且ツハ我外務省ハ或ル點カラ言ヒマスレバ、非常ニ
 不十分ナ働ヨリ見エヌヤウデアリマスケレドモ、散々骨ヲ折ッテ、漸ク協定
 稅率デ一割ニ極メタモノヲ又容易ク破壞スルト云フトハ、前年國定稅率ヲ
 此議場デ極メタ其次第ヲ括ラレテ、多少ノ小言ヲ言ハント感シテ居ルモノニ
 對シテ、物ニ取リマシテハドウシテモ贊成ノ出來ナイ點デゴザイマスカラ、
 ドウカ是ハ反對ニナルヤウ致シタウゴザイマス

(政府委員大藏次官法學博士男爵田尻稻次郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(男爵田尻稻次郎君) 此法案ニ附キマシテハ、政府モ神輦君ト共
 ニ反對デゴザイマス、神輦君ト政府トノ説ガ一緒ニナルコトハ容易ニアリマ
 セヌガ、此コトニ附イテハ誠ニ神輦君ト同説デゴザイマス、理窟ヲ申シマス
 トコ、ニ澤山書類ヲ持ッテ居リマスケレドモ、最早明瞭ニアリマスカラ、ド
 ウモ反對ノ位地ニ立ツノデゴザイマス

○西村淳藏君(六十二番) 討論終結ノ動議ヲ出シマス
 (贊成々々ト呼フ者多シ)
 ○山田武君(二百九十一番) 本案ハ一應取調ノ必要ガアルト考ヘマスカラ、

茲ニ委員付託ノ動議ヲ提出致シマス
 (贊成々々ト呼フ者アリ)
 ○議長(片岡健吉君) 委員付託ノ動議ガ出マシタガ、定規ノ贊成ガナイト認
 メマス
 (贊成々々ト呼フ者アリ)
 ○議長(片岡健吉君) 定規ノ贊成ガアリマスカラ、採決致シマス、委員付託
 ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス
 起立者 多數
 ○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、九名ノ委員ヲ議長ガ指名シテ御異議
 アリマスマイカ
 (異議ナシト呼フ者多シ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通致シマス、次ハ議事日程ノ第
 十一明治三十二年法律第十號改正法律案第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略シマ
 ス、前川慎造君

第十一 明治三十二年法律第十號改正法律案(前川 第一讀會
 慎造君外五名提出)
 明治三十二年法律第十號改正法律案
 「醫師ハ」ノ下ニ「當分ノ内」ノ四字ヲ加ヘ左ノ但書ヲ加フ
 但シ内務大臣ハ適當ト認ムル地ニ就キ明治三十三年一月一日ヨリ逐次
 醫師ノ調劑ヲ禁止スルコトヲ得
 (前川慎造君演壇ニ登ル)

○前川慎造君(百五十二番) 本案ヲ提出致シマシタル理由ヲ短簡ニ說明致レ
 マスルガ、本案ハ既ニ當議場ニ現ハレマシタコトハ、再ニゴザイマシテ、其都
 度理由ハ十分ニ盡シテアル案デゴザイマシテ、更ニ喋々ト長ク述べル必要モ
 ナイ案デアル、サリナガラ大體ノ性質カラ申シマスレバ、詰リ醫藥分業即チ
 醫師ノ術ト調劑ノ術ノ別ヲ明ニシナケレバ、到底衛生ノ大目的ヲ達スルコト
 ハ出來ナイト云フノガ趣意デゴザイマシテ、既ニ學術モ段々進んで參リ、從
 テ分業ガ行レテ參リ、分業ハ文明ノ母トゴザイマシテ、同シ醫者ノ中デモ外
 科ト云ヒ、内科ト云ヒ、又内科ノ中デモ肺病、或ハ腸胃病、或ハ呼吸氣病ト
 云ヒ、種々ニ專門ノ技術ヲ修メテ、所謂分業ノ實ヲ爲スト云フ有様デアル、
 然ルニ調劑ニ關スルコト、醫術ニ關スルコト、ハ別物デアル、今日マデノ
 習慣トシテ同一ニナツテ居ルノハ、學問ノ進歩ノ上カラ缺點デアル、ソレ故
 ドウカ此コトハ早く分業ノ實ヲ成立タセテ、順次ニ學問ノ進歩ヲ圖リタイト
 云フガ、案ノ趣意デゴザイマス、併ナガラ是ハ多年ノ習慣ヲ打破スルコトデ
 アリマスカラ、一時ニ全國ニ行フト云フトハ、無論出來得ナイコトデアル、
 ソレ故此法案ニ附キマシテモ、一時ニ全國ニ向ッテ行フト云フト考デナク、先
 ツ政府ニ於テ出來得ル地ヲ見込ダ處デ、漸次醫藥分業ノ實ヲ行ッテ往ク方
 法ニシヤウ、即チ限地分業法ト云フト考デアル、全國ノ地ノ醫者ガ皆悉
 ク此法令ニ依ッテヤルト云フトデナク、大阪トカ云フ成リ得ル地位ニ於テ、
 即チ分業ノ實ヲ舉ゲテ往カウト云フト、一方ニハ衛生上非常ナル利益ヲ與
 ヘ、一方ニハ學問ノ進歩ヲ圖リタイト云フ所カラ此案ヲ提出致シマシタ

○鈴木萬次郎君(百六十七番) 質問ガアリマス、提出者ハドノ邊ヘ分業サセ
ル積リデスカ

○前川慎造君(百五十二番) 東京トカ大阪京都ト云フ如キ、詰リ調劑生
ノ...

○鈴木萬次郎君(百六十七番) 東京トカ云フデナク、ハッキリ願ヒタイ、自
分ハ考ハナイデスカ

○前川慎造君(百五十二番) ツレハ御答スル必要ガナイ

○恆松隆慶君(九十七番) 是ハ反對賛成ガ随分アリマセウト思ヒマスカラ、
委員付託テ十分調査致シタイ

(贊成々々)ト呼フ者アリ

(政府委員内務次官松平正直君演壇ニ登ル)

○政府委員(松平正直君) 唯今提出ニナリマシタ醫學分業ニ關スル意見デア
リマス、此コトハ文明的ノ法案デ、醫藥ノ分業ヲスルト云フガ、當然ノ話デア
リマスガ、法律ヲ以テ之ヲ強制スルト云フニ至ッテハ、政府ハ同意スルコ
トガ出来マセヌ次第テゴザイマス、固ヨリ醫學ノ進歩、藥學ノ進歩ニ從ッ
テハ、自ラ分業ノ結果ヲ現スノデ、決シテ無理ニスルニハ及バヌト思ヒマス
カラ、政府ハ同意ヲ表シマセヌ

○恆松隆慶君(九十七番) ドウカ九名ノ委員議長ノ指名ト云フコトニ願ヒタ
イ

(即決々々)ト呼フ者アリ

(西村淳藏君)議長々々ト連呼ス

○議長(片岡健吉君) 六十二番ハナンデス

○西村淳藏君(六十二番) 委員付託デス

(贊成々々)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 委員付託ニ定規ノ賛成ガアレバ、先決問題トシテ決ラ
探リマス

(贊成々々)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 定規ノ賛成ガアルト認メマス、委員付託ニ同意ノ諸君
ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、此委員ハ九名テ議長指名ト云フコト
ニ御異議ハアリマスマイカ

(異議ナレ異議ナレ)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、指名スルコトニ致シマス、議事日
程...

北海道拓殖銀行設立ニ關スル建議案
北海道ハ北門ノ鎖鑰國家ノ富源ナレハ政府ニ於テ拓殖ノ進歩ヲ獎勵スヘキ
ハ論ヲ竣タス而シテ資本ヲ供給シ金融ヲ圓滑ニスルハ實ニ目下ノ急務ト爲
ス仍テ本院ハ政府カ北海道拓殖銀行法案ヲ當期議會ニ提出セラレムコトヲ
希望ス

右建議ス

○恆松隆慶君(九十七番) チョット政府委員ニ質問ガ致シタイ

○議長(片岡健吉君) 提出ノ辯明ハアリマセヌカ

○恆松隆慶君(九十七番) 北海道ノ拓殖銀行ハ、目下必要ト認メテ居リマス、
然ルニ政府カラ提出ニナラナイ先ニ建議シマシタガ、政府ニ於テ其計畫ガ立ッ
テ、早ヤ既ニ出スト云フコトニナレバ、今日議スルニ及ブマイト思ヒマス、
如何ノ都合ニナッテ居ルカ、豫メ政府ノ意向ヲ伺ッテ置キタイノデアリマ
ス

(政府委員大藏次官法學博士男爵田尻稻次郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(男爵田尻稻次郎君) 唯今既ニ閣議ヲ了終致シマシテ、而シテ不
日提出ノコトニナッテ居リマス

○恆松隆慶君(九十七番) 然ラバ別段ニ建議シテ、今日之ヲ議セナイト云フ
コトニ致シタイ

○議長(片岡健吉君) 今提出者カラ此議事ヲ延ベヤウト云フコトデアリマス
ガ、是ニ御異議ハアリマスマイカ
(異議ナレ異議ナレ)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、議事ヲ延ベルコトニ致シマス、明
日ノ議事日程ヲ報告スル前ニ報告ガアリマス
(寺田書記官朗讀)

政府ヨリ提出セラレタル議案

行旅病人及行旅死亡人取扱法案

動産銀行法案

貴族院ヨリ重罪控訴豫納金規則中改正法律案ヲ提出セラレタリ

貴族院ヨリ本院ノ送付ニ係ル登記法中特許意匠及商標ノ登記ニ關スル規定
廢止法律案ヲ可決シタル旨通牒アリ

貴族院ヨリ本院ノ提出ニ係ル特別年限地租増徴ニ關スル法律案ヲ可決シタ
ル旨通牒アリ

議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

第五回内國勸業博覽會中水産部ヲ萬國博覽會トナスノ建議案

提出者 恆松隆慶君 栗原亮一君 重岡薰五郎君
西川宇吉郎君 小田貫一君

製絲事業ニ關スル建議案

提出者 栗原亮一君 藤金作君 脇坂行三君
下飯坂權三郎君 恆松隆慶君 早川龍介君
上條謙一郎君 佐藤琢治君

國學院補助ニ關スル建議案

提出者 早川龍介君 河北勘七君 恆松隆慶君

井上角五郎君 瀧口 歸一君

提出者 杉田 定一君 大隈 英督君

前川 慎造君 加藤 政之助君

特別委員左ノ通指名セリ

水難救護法案委員

佐伯 誠一郎君 佐藤 琢治君

淺田 次郎君 加藤 六藏君

土居平左衛門君 今村 千代太君

家祿賞典祿處分法施行法案委員

多田 作兵衛君 林 彦一君

高須賀 穰君 岡本 松太郎君

濱名 信平君 望月 長夫君

日本興業銀行法案委員

井上 信八君 栗原 亮一君

小崎 義明君 西川 宇吉郎君

松田 正久君 野田 卯太郎君

西田 收三君 山田 喜之助君

佐々木 正藏君 鹽路 彦右衛門君

高岡 忠郷君 江島 久米雄君

關稅定率法附屬輸入稅表中改正法律案委員

栗原 亮一君 島田 三郎君

伊達 文三君 武市 彰一君

山口 熊野君 森本 確也君

明治二十二年法律第十號改正法律案委員

國重 政亮君 西原 清東君

中村 榮助君 松岡 長康君

脇坂 行三君 中村 彌六君

○議長(片岡健吉君) 唯今指名シマシテ特別委員ノ諸君ハ、議會ノ日數モ切

追致シテ居リマスカラ、明日日本會ヲ開キマス前ニ、委員長ト理事ノ互選ヲナサ

レテ、議長マテ御報告アラシコトヲ望ミマス

○多田作兵衛君(七十一番) 闕席ガ多イカラ、更ニ別段ニ御通知ガアルコト

ト心得マス

○議長(片岡健吉君) 別ニ通知ハ致シマス、明日ノ議事日程ヲ御報告致シマ

ス

(寺田書記官朗讀)

議事日程 第三十四號 明治三十二年二月二十四日(金曜日)

午後一時開議

第一 臺灣總督府法院ノ判決ニ對スル大審院ノ裁判 第二讀會ノ續

第二 登錄稅法中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第三 所得稅ヲ課セラレタル法人ヨリ受クル配當金ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會

第五 船舶法案(政府提出) 第一讀會

第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會

第七 船員法案(政府提出) 第一讀會

第八 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會

第九 宅地組換法案(貴族院提出) 第一讀會

第十 國事犯罪者家祿賞典祿處分法案(關信之十五名) 第一讀會

第十一 信用組合設置ニ關スル建議案(中堂廣太郎君外四名提出) 第一讀會

第十二 (特別報告第一號)憲法ノ保護ヲ受クルノ請願外一件 第一讀會

第十三 (特別報告第四號)衆議院議員選舉法中改正ノ請願外一件 第一讀會

第十四 (特別報告第十一號)衆議院議員選舉法改正ノ請願外二件 第一讀會

第十五 (特別報告第十六號)衆議院議員選舉法改正ノ請願外一件 第一讀會

第十六 (特別報告第五號)薩哈噠島鹹魚輸入關稅免除ノ請願 第一讀會

第十七 (特別報告第十二號)西伯利亞地方鹹魚無稅輸入ノ請願 第一讀會

第十八 (特別報告第十四號)北海道水產稅全廢ノ請願 第一讀會

第十九 (特別報告第十八號)北海道水產稅全廢ノ請願 第一讀會

第二十 (特別報告第九號)支那漆輸入關稅免除ノ請願 第一讀會

第二十一 (特別報告第十號)遠洋漁業獎勵法改正ノ請願 第一讀會

第二十二 (特別報告第六號)官有地無料拜借人ニ對スル處分ノ請願 第一讀會

第二十三 (特別報告第十七號)社寺上地山林ヲ各社寺有ニ引戻ノ請願 第一讀會

○議長(片岡健吉君) 是ニテ散會ヲ致シマス

午後四時二十四分散會

明治三十五年三月三十一日 逓信省認可 (一四)